

令和6年度 第3回ふじさわ障がい者プラン検討委員会

2024年（令和6年）10月21日（月）

午前10時から12時まで

藤沢市本庁舎8階8-1・8-2会議室

日 程

1 開会

2 報告事項

- (1) 令和6年度第2回藤沢市障がい者総合支援協議会実施報告（資料1-1、1-2）
- (2) ふじさわ障がい者プラン2026（第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）令和5年度実績について（資料2）

（休憩）

3 協議事項

- (1) ふじさわ障がい者プラン2026（中間見直し）障がい者計画モニタリング指標について（資料3-1～3-3）

4 その他

5 閉会

【事前配布資料】

- | | |
|-------|--|
| 資料1-1 | 令和6年度第2回藤沢市障がい者総合支援協議会実施概要 |
| 資料1-2 | 医療的ケアに関する協議の場について |
| 資料2 | 令和5年度第6期ふじさわ障がい福祉計画・第2期ふじさわ障がい児福祉計画モニタリングシート |
| 資料3-1 | ふじさわ障がい者プラン2026（中間見直し）障がい者計画 モニタリング指標について |
| 資料3-2 | ふじさわ障がい者プラン2026（中間見直し）重点推進項目検討シート |

資料３－３ ふじさわ障がい者プラン２０２６（中間見直し）障がい者計画モニタリング指標（案）

令和６年度第２回藤沢市障がい者プラン検討委員会実施概要

令和６年度第２回藤沢市障がい者プラン検討委員会会議録（案）

【次回開催日程】

２０２４年（令和６年）１月２０日（月）

午前１０時から正午まで

藤沢市役所本庁舎６階６－１会議室

令和 6 年度 第 2 回 藤沢市障がい者総合支援協議会 実施概要

日 時：2024 年（令和 6 年）10 月 10 日（木）

午前 10 時から午後 12 時まで

会 場：藤沢市役所本庁舎 5 階 5-1・5-2 会議室

委 員：山本委員、鈴木委員、種田委員、新城委員、飯塚委員、島村委員、
紀井委員、川久保委員、向井委員、角田委員、渡部委員、深見委員、
齊藤委員、神保委員、船山委員、山田委員、妹尾委員、八十島委員、
沼井委員、西岡委員、戸高委員、露木委員、村松委員、佐藤委員
計 24 名

事務局：佐藤福祉部長

障がい者支援課（臼井、星野、田口、飯沼、伊原）

子ども家庭課（原田、斎藤、福岡）

ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく（吉田） 計 10 名

欠席者：3 名

傍聴者：3 名

Ⅰ 報告事項

（１） ふじさわ障がい者プラン検討委員会の実施結果について

・資料に基づき実施概要を説明した。

（２） 各専門部会の実施結果について

・各専門部会代表より第 1 回、第 2 回の実施結果を報告した。

（相談支援部会）佐藤代表より説明

・第 1 回目は相談支援体制の強化、推進について各委員から様々な意見を出された。そのうち、部会としての優先する協議事項を①安全安心プランの普及、②相談支援体制整備とした。

・第 2 回目は安全安心プランについて、その認知度の低さという課題、その原因、対応策を議論した。

・第 3 回目では藤沢市内にある会議体をうまく活用しながら、周知活動の協議を行う。また指定特定相談の連絡会等もあるため、相談支援専門員から安全安心プランの作成について勉強会を行いたい。そのためにも、まずは専門部会委員で安

全安心プランの作成を試みて、それを踏まえ今後の周知方法、記載方法の修正とかブラッシュアップにつなげたい。

（連携支援部会）妹尾代表より説明

- ・第1回目は連携支援という言葉のとおり、非常に幅広い意見がある。連携という概念、フレーズに関して委員間で共通認識をもつため、理想の連携像について意見交換を行った。

- ・第2回目では、他職種連携、特に教育を含む連携を今年度は取り組みとして共通認識とした。

- ・これまで第2回まで実施したが、違う分野から集まった委員間で話を進めていくこと自体が、連携することに非常に似ているという重要な気づきがあった。そのため、初めに共通言語を作ること、見える化すること、これを行わないと、他分野の人たちがうまく連携できるかどうか左右するので、このことを意識しながら連携について考えていきたい。

（就労支援部会）船山代表より説明

- ・1回目は地域の障害のある人たちの働き方についての課題抽出を行った。企業が障がいのある方を知る機会も少ないことが、障害者雇用を難しくしているのではないかと、障害のある人たちが働くことで発生する課題や暮らしの中の課題が問題など様々なレベル意見があった。その中で6つの課題が抽出された。

- ・2回目では協議会の鈴木副代表に参加していただき、障がい者雇用支援についてマンガラートを使って課題抽出を行った。そのなかで、企業と障害のある方たちの接点を増やしていかなければいけないという課題がクローズアップされた。そのため、今年度は職場開拓実習先を確保していく方向性で考えている。

（生活支援部会）戸高委員より説明

- ・1回目は課題抽出を行い、部会としての優先する協議事項を決定した。ひとつは日中支援型以外の事業所について入居者の重度化、高齢化への対応、もうひとつは日中支援サービス支援型グループホームの支援の在り方を優先して協議していく。

- ・2回目では、重度化、高齢化について課題の深堀りを行い、市内グループホーム入居者現状把握のため年齢層や障がい種別などの調査を検討している。

各専門部会報告を受け、鈴木副代表説明

- ・各専門部会で用いられたマンダラートは複雑な課題の要素、構造を分解し見える化することで明確な課題設定ができる手法である。
- ・問題課題が抽象的だと委員間で共通認識が図れない場合もあるため、この手法は有効的である。
- ・具体的に各専門部会で何をすればいいのか見えてくるまで利用していただきたい。

【質疑・意見】

以下川久保委員発言

- ・連携支援部会では学校との連携は協議課題としているが、アドバイザーとして市教育委員会に来ていただきたい。
- （妹尾委員）連携支援部会が先日行われたが、教育委員会の話は触れなかったので、次回の検討課題としたい。

以下下村委員発言

- ・相談支援部会において安全安心プランを検討していく中で個人情報の流出が不安だという意見があったが、集約、管理はどのように行うのか。
- （臼井課長）基本的には管理が難しい。支援者が安全安心プランを持ってないと支援ができないため、他人には共有しない前提で当事者、ご家族の方が支援者へプランをお渡しいただく形になっている。そのため個人情報流出に不安がある場合、お渡しできない形にはなってしまう。市では障害者支援課と危機管理課にて管理を行っている。

2 協議事項

（１）各専門部会の協議事項について

以下事務局説明

- ・協議題の趣旨が３点あることを説明。１点目は共通で提案された協議事項の整理をすること、２点目は各部会での検討過程において、他の部会への協議したいや合同して協議したい課題を洗い出すこと、３点目は今後の各部会での協議に際し、障がい特性や地域課題からの留意事項を確認すること。

・医療的ケアについては、連携支援部会、生活支援部会で取り上げられた協議事項であるが、世代によっても課題観が異なるため、一律な議論が成立しづらい、制度面と個別支援面の課題が混在することなどを理由に分科会等を設置する大規模な協議体を組織し、課題と論点、手法等を整理していくことが必要。そのため総合支援協議会、専門部会では主たる協議題としては取り扱うことはせず、障がい児者の医療的ケアを専門に取り扱う協議体を設置し、協議会との連携を図ることを検討している。

・協議依頼や合同協議については資料４を用いて、各専門部会第２回目までの実施内容、今後の課題、他部会、団体と連携して取り組みたい協議事項を説明。

説明を受け鈴木副代表発言

・各専門部会にて連携というキーワードが飛び交っているが、福祉と学校を例にすると、学校側から子供の発達や学習に関する個人情報や情報保護の観点から提供できないことによって、福祉側で要支援者を十分に抽出できないことが課題というように、何が行動されないから課題が発生するのかを明確にしない限り、連携に関する議論は終わらない。

・連携という言葉は使わずにどういった理由で課題となっているかあぶり出しをする会議としてほしい。

【質疑・意見】

以下佐藤委員発言

・新たな協議体は藤沢市の関連会議の関連図でいくと、自分が選出母体となっている藤沢市発達障害者地域支援会議のような位置付けで、新たな協議会が位置するという理解でよろしいか。

→（臼井課長）まだ具体案のイメージはないが、関連会議体の中には当然位置づけられる。

いうのは当然に位置づけられる。協議事項によっては、世代、疾患ごとなど細分化されたケース対応も含めた議論になるため、その場合連携するところも様々になる。

以下船山委員発言

・連携がうまくいかない理由を考えると、時代によって変わる制度、人の流れ、

環境が原因、問題点だと考える。

・さまざま支援ができるようになったが、このことで事業が線引きされるようになった。課題の共通認識、支援方法を検討してもサービス提供事業者都合で切り上げてしまい、利用者に不利益が生じてしまう状況、環境がある。このことを踏まえて会議に臨んでいきたい。

以下沼井委員発言

・これまで学校にいたが、生徒の生活指導にはなかなか入りにくいが、配置されているコミュニティソーシャルワーカーから、家庭の様子が示されたケースがあった。障がい者の防災についても危機管理課の方にどのような形で実際に動くのが重要か正しい防災の考え方を聞くなどが重要と考える。

(2) 日中サービス支援型グループホームの評価について

・藤沢市における日中サービス支援型グループホームの評価について、資料4を用いて、これまでの経過、今年度のスケジュール、評価にあたり委員から事業所への意見、質問を反映する旨を説明。

【質疑・意見】

以下深見委員発言

・藤沢市外の日中サービス支援型グループホームに入居している方もいると思うが、他市からの照会依頼、また他市からの情報提供は可能か。
→(臼井課長) 数年前から実施しているが、他市からの結果はもらっていないため、確認する。基本的に評価は事業所単位のため、例として横浜市援護の方が藤沢市のサービスを利用しても照会が来ることはない。本協議会は藤沢市にある日中サービス支援型の事業所へ意見を申し述べる。

以下妹尾委員発言

・本協議会の議事録が公開されているように、この評価結果についても公表されるものなのか。事業所への意見・要望に対する強制力はないということだが、公表されるだけで緊張感が出ると思う。
→(臼井課長) 公表する事業であり、県にも報告する形になっている。

3 その他

・資料5を用いて露木委員より、令和6年度第56回社会福祉大会について説明をいただいた。

・当日配布資料を用いて、種田委員から「スポーツシンポジウム 2024」、「パラスポーツフェスタ」の説明、八十島委員より「性について 講演会」の説明をいただいた。

・資料配布はなかったが、向井委員より「精神疾患の当事者への訪問支援・対応について 講演会」の説明をいただいた。

【事前配布資料】

2024年度（令和6年度）総合支援協議会委員及び事務局員名簿

資料1-1 第1回 ふじさわ障がい者プラン検討委員会 実施報告

資料1-2 第2回 ふじさわ障がい者プラン検討委員会 実施報告

資料2-1 第1回 相談支援部会 実施報告

資料2-2 第1回 連携支援部会 実施報告

資料2-3 第1回 就労支援部会 実施報告

資料2-4 第1回 生活支援部会 実施報告

資料3-1 専門部会 実施結果・協議事項一覧

資料3-2 医療的ケアに関する協議の場について

資料4 日中サービス支援型グループホーム事業の評価について

資料5 令和6年度 第56回社会福祉大会チラシ

【当日配布資料】

・スポーツシンポジウム 2024 チラシ

・性について

・パラスポーツフェスタチラシ

以上

医療的ケアに関する協議の場について（案）

1 これまでの経過

令和4年度に総合支援協議会から市に「重度心身障がい児者の支援に関する提言書」が提出され、協議会から市に検討の場の創設がバトンタッチされています。

また、藤沢市難病対策地域協議会においても医療的ケアに関して協議が進め続けられるとともに、医療的ケア児等支援事業、コーディネーター配置等の取組みも進みつつあります。

一方で、協議会委員からは医療的ケア児者の支援に関する充実を求める意見も多く、生活支援部会、連携支援部会の協議題として提案されています。

2 課題今後の対応

医療的ケアについては、世代によっても課題観が異なるため、一律な議論が成立しづらい状況にあります。

また、家族支援を含め、ケースの特殊性や対応の緊急性などの差が大きく制度面と個別支援面の課題が混在すること、成人科移行、児者転換等により関係者が変化することに鑑みると、分科会等を設置する大規模な協議体を組織し、課題と論点、手法等を整理する必要があります。

これらのことから、総合支援協議会、専門部会では主たる協議題としては取り扱うことはせず、障がい児者の医療的ケアを専門に取り扱う協議体を設置します。

今年度は、当事者家族や支援者、医療関係者等により準備会を設置し、提言書に基づく具体的な検討項目の再整理と協議体の体制について検討します。

第6期ふじさわ障がい福祉計画モニタリング

資料 2

地域共生社会づくりの目標値

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和5年度には、次の点を評価・分析します。

(1) 入所者定員に対する入所者数

(2) 令和5年度末までに地域生活へ移行する人数

		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和5年度 目標値	令和8年度 目標値	令和8年度目標値基準
(1)	福祉施設入所者数	234 人	234 人	229人	245人	226 人	基準値（令和4年度）の3%以上削減 （8人減少）
(2)	グループホームへの移行※1	4 人	2 人	3人	23人	12人移行	基準値（令和4年度）の入所者の5% 以上
	在宅への移行※1	0 人	0 人	1人			

※1 福祉施設入所者が地域生活へ移行する人数

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

※前計画策定時、令和5年度目標を精神障がい者の地域移行・地域定着を更なる推進としています。数値目標を設定していないため、令和5年度目標値は空欄となっています。

(1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和5年度 目標値	令和8年度 目標値	備考
藤沢市地域精神保健福祉連絡協議会	1 回	2 回	2回	-	2回	
精神障がい者地域生活支援連絡会	10 回	11 回	12回	-	12回	

(2) 入院中の精神障がい者の地域移行に係る事業

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和5年度 目標値	令和8年度 目標値	備考
体験利用	1 ケース	1 ケース	0 ケース	-	-	
地域移行支援	25 ケース	15 ケース	12 ケース	-	-	
地域定着支援	28 ケース	29 ケース	24 ケース	-	-	

地域移行と地域定着支援	10 ケース	19 ケース	25 ケース	-	-	
-------------	--------	--------	--------	---	---	--

(3) 精神障がい者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和5年度 目標値	令和8年度 目標値	備考
研修	3 回	4 回	3回	-	-	

(4) 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和5年度 目標値	令和8年度 目標値	備考
退院後支援計画対象者数	40 人	45 人	46人	-	-	
計画作成申込み	15 人	13 人	21人	-	-	
計画作成	8 人	9 人	21人	-	-	

(5) 精神障がい者の家族支援に係る事業

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和5年度 目標値	令和8年度 目標値	備考
精神障がい者家族教室開催回数(回)	3 回	3 回	3回	-	3回	
精神障がい者家族教室参加人数(人)	58 人	59 人	37 人	-	70人	
うつ病家族セミナー開催回数(回)	4 回	3 回	3回	-	3回	
うつ病家族セミナー参加人数(人)	74 人	67 人	105 人	-	100人	
団体支援事業数(件)	21 件	25 件	34 件	-	30件	

(6) その他、包括ケアシステムの構築に資する事業

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和5年度 目標値	令和8年度 目標値	備考
市民向け講演会及びパネル展示等	2 回	3 回	4 回	-	2回	

3 地域生活支援拠点等有する機能の充実

藤沢市では、すでに地域生活支援拠点等に関し、「面的整備型」として整備をしています。

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和5年度 目標値	令和8年度 目標値	備考
居室確保事業の実施（法人）	4 法人	4 法人	4 法人	4法人	4法人	
安全・安心プラン作成の相談件数（件）	116 件	120 件	124 件	130件	3,799件	
安全・安心プラン作成件数（件）	97 件	101 件	105 件	130件	3,799件	

4 福祉施設から一般就労への移行等

（1）就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数※1

一般就労移行者数	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和5年度 目標値	令和8年度 目標値	令和8年度目標値の考え方
就労移行支援事業利用	82 人	77 人		149人	108人	基準値（R3年度）の1.31倍以上
就労継続支援事業A型利用	3 人	6 人		8人	4人	基準値（R3年度）の1.29倍以上
就労継続支援事業B型利用	9 人	15 人		28人	12人	基準値（R3年度）の1.28倍以上

※1 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する福祉施設利用者数

（2）就労定着支援事業の利用率

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和5年度 目標値	令和8年度 目標値	令和8年度目標値の考え方
一般就労移行者数※1（人）	94 人	101 人		185 人	121 人	基準値（R3年度）の1.28倍以上
就労定着支援事業利用者数（人）	49 人	33 人		130 人	70 人	基準値（R3年度）の1.41倍以上
利用率（％）	52%	33%		70%	58%	

※1 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する福祉施設利用者数

(3) 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和5年度 目標値	令和8年度 目標値	備考
就労定着支援事業所数(事業所)	13 事業所	13 事業所		14か所	-	
就労定着率8割以上の事業所数(事業所)	12 事業所	11 事業所		12か所	-	
就労定着率8割以上の事業所数割合	92%	85%		70%以上	-	

5 相談支援体制の充実・強化等

(1) 設置数

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和5年度 目標値	令和8年度 目標値	備考
障がい者地域相談支援センター	4 か所	4 力所	4 力所	4 力所	-	
専門相談支援事業所	3 か所	3 力所	3 力所	3 力所	-	
基幹相談支援センター	1 か所	1 力所	1 力所	1 力所	-	

(2) 実績

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和5年度 目標値	令和8年度 目標値	備考
相談支援事業者に対する訪問等による 専門的な指導・助言件数	965 件	712 件	912 件	900件	720件	
相談支援事業者の人材育成の支援件数	165 件	158 件	185 件	150件	160件	
相談機関との連携強化の 取組の実施件数	86 件	129 件	104 件	160件	120回	

障がい福祉サービスの計画見込量と実績

(1) 訪問系サービス

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込み量		
居宅介護	人	629	603	643	647	671	707	681	703	724
	時間	8,858	9,926	9,056	10,540	9,454	11,919	10,854	11,179	11,515
重度訪問介護	人	27	28	27	32	28	33	33	34	35
	時間	5,138	6,155	5,246	7,067	5,477	8,419	7,012	7,223	7,440
同行援護	人	93	97	95	95	99	91	105	108	111
	時間	2,468	2,118	2,525	2,093	2,637	1,901	2,233	2,300	2,369
行動援護	人	75	64	77	66	81	61	71	73	75
	時間	1,053	803	1,073	902	1,123	849	904	931	959
重度障がい者等包括支援	人	1	0	1	0	1	0	1	1	1
	時間	240	0	240	0	240	0	8	8	8
訪問系サービス合計	人	825	792	843	840	880	892	891	918	945
	時間	17,757	19,001	18,140	20,602	18,931	23,088	21,011	21,641	22,291

(1) 日中活動系サービス

ア 通所・短期入所系

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込み量		
生活介護	人	956	987	1,003	1,005	1,053	1,089	1,053	1,080	1,108
	人日	17,357	18,481	17,704	17,924	18,059	17,225	19,395	19,900	20,405
療養介護	人	32	27	33	29	33	33	30	30	30
福祉型短期入所 (ショートステイ)	人	220	129	240	209	260	245	200	240	280
	人日	1,100	686	1,200	776	1,300	1,221	1,000	1,200	1,400
医療型短期入所 (ショートステイ)	人	20	12	24	12	28	13	18	21	24
	人日	88	56	106	48	123	67	90	105	120

イ 自立訓練

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込み量		
自立訓練（機能訓練）	人	19	1	21	1	23	2	2	2	2
	人日	224	22	247	15	272	15	15	15	15
自立訓練（生活訓練）	人	25	39	30	36	36	73	40	42	44
	人日	302	623	363	649	435	994	675	709	744
宿泊型自立訓練	人	8	14	9	10	10	18	12	12	12
	人日	208	372	234	222	260	391	348	348	348

ウ 就労支援

サービス名	単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込み量		
就労移行支援	人	187	187	202	162	222	309	207	214	222
	人日	3,179	3,301	3,635	2,992	4,221	4,022	3,732	3,873	4,014
就労継続支援（A型）	人	83	70	90	58	97	84	77	77	77
	人日	1,580	1,372	1,706	1,090	1,843	1,323	1,488	1,488	1,488
就労継続支援（B型）	人	660	686	706	745	756	929	798	834	870
	人日	10,563	11,031	11,302	11,977	12,094	12,626	12,797	13,379	13,962
就労定着支援	人	80	97	96	101	130	178	124	129	137

（3）居住系サービス

サービス名	単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込み量		
自立生活援助	人	4	0	9	0	13	0	14	14	15
共同生活援助 （グループホーム）	人	375	504	384	507	393	560	525	534	538
施設入所支援	人	245	234	245	234	245	233	228	227	226

(4) 相談支援

サービス名等	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込み量		
計画相談支援	人	1,320	1,452	1,656	1,803	1,950	2,002	1,523	2,566	3,799
相談支援専門員	人	66	65	72	71	78	80	80	82	82
地域移行支援	人	3	0	7	0	12	0	1	1	1
地域定着支援	人	3	0	7	0	12	0	1	1	1

※実績（月）は当該年度の3月分の実績です。ただし、計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援については、当該年度の年間の実績となります。

地域生活支援事業の計画見込み量と実績

【必須事業】

サービス名	単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込み量		
(1) 理解促進研修・啓発事業	事業	4	2	4	2	4	2	2	2	2
(2) 自発的活動支援事業										
避難行動要支援者名簿	団体	424	421	427	423	430	424	433	433	433
避難行動要支援者名簿	%	86.9	86.6	87.5	86.9	88.1	87.1	88.9	88.9	88.9
(3) 相談支援事業										
① 障がい者相談支援事業										
実施事業所数	か所	8	8	8	8	8	8	8	9	9
従事者数	人	17	22	17	21	17	22	17	20	20
主任相談支援専門員	人	3	2	4	4	5	4	6	7	8
② 住宅入居等支援事業										
住宅入居等支援事業	か所	7	7	7	7	7	7	8	8	8
(4) 成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業										
① 成年後見制度利用支援事業										
市長申立て件数	件	9	9	10	10	12	10	9	9	9
報酬助成	件	16	27	18	35	20	35	42	47	52
② 成年後見制度法人後見支援事業										
法人後見の活動支援	か所	1	1	1	1	1	1	1	1	1
法人後見受任件数	件	14	9	17	11	20	11	12	12	12

(5) 意思疎通支援事業

手話通訳者数	人	23	24	24	24	25	21	26	27	28
要約筆記者数	人	27	25	28	27	29	26	30	30	30
派遣件数	人	80	72	82	59	84	62	75	81	88
実利用者数	件	760	536	779	495	798	460	675	730	789
延利用件数	件	760	536	779	495	798	460	675	730	789
市役所における手話通訳者配置	人	2	2	2	2	2	2	3	3	3
重度障がい者等入院時コミュニ	人	1	0	1	0	1	0	1	1	1

(6) 手話通訳者養成研修事業

手話通訳者	講座数	コース	5	5	5	8	5	9	7	7	7
養成講座	実施回数	回	120	88	120	148	120	221	160	160	160
	参加者数	人	60	58	90	82	105	124	105	105	105

(7) 日常生活用具給付等事業

介護・訓練支援用具	件	20	31	22	28	24	31	31	34	36
自立生活支援用具	件	38	45	40	38	42	46	45	45	45
在宅療養等支援用具	件	64	65	66	54	68	66	59	59	59
情報・意思疎通支援用具	件	81	64	82	54	83	62	70	75	80
排せつ管理支援用具	件	1,007	979	1,057	990	1,110	991	1,040	1,060	1,080
住宅改修費	件	6	8	6	3	6	8	4	4	4

(8) 移動支援事業

実利用者数	人	665	555	671	586	678	773	802	814	820
利用時間数	時間	64,505	53,413	65,087	57,020	65,766	57,027	78,017	100,534	101,238

(9) 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援 センターⅠ型	実施か所数	か所	1	1	1	1	1	1	1	1
地域活動支援 センターⅢ型	実施か所数	か所	5	5	5	5	5	5	5	5
	実利用者数	人	110	96	110	96	110	96	100	100

【任意事業】

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込み量		
(1) 訪問入浴サービス										
利用者数	人	58	42	60	43	62	43	34	34	34
利用回数	回	4,205	3,587	4,350	3,553	4,495	3,340	3,200	3,200	3,200
(2) 社会参加促進事業										
①ボランティア（奉仕員）養成研修事業										
ボランティア（奉仕員） 養成研修講座参加者数	人	140	83	150	26	160	26	160	160	160
②点字・声の広報等発行事業										
点字・声の広報等発行物登	人	118	118	118	139	118	140	132	134	136
③スポーツ・レクリエーション教室開催等事業										
太陽の家体育館延利用者数 （自主事業のみ）	人	1,285	140	1,295	390	1,305	412	400	400	400
神奈川県障がい者 スポーツ大会参加者数	人	105	コロナの影響により中止	110	87	115	87	100	100	100
(3) 日中一時支援事業										
実利用者数	人	110	117	115	155	115	170	163	166	167
利用回数	回	5,973	6,856	6,245	9,673	6,245	12,943	12,450	25,232	25,384

第2期ふじさわ障がい児福祉計画モニタリング

1 児童発達支援センターを中核とした重層的な支援体制の整備

児童発達支援センターと本市相談窓口との連携による支援体制の充実に向けた取組状況

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和5年度 目標値	令和8年度 目標値	備考
児童発達支援センター事業所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2か所	
児童発達支援事業所連絡会	1回	3回	3回	3回	3回	

2 保育所等訪問支援のサービス提供体制の強化

支援員の確保について検討やサービス提供体制の強化に向けた取組状況

※前計画策定時、令和5年度目標を新たに参入する事業所の増加、既存事業所との連携、サービス提供体制としてい
ます。数値目標を設定していないため、令和5年度目標値は空欄となっています。

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和5年度 目標値	令和8年度 目標値	備考
保育所等訪問支援事業所数	4 か所	7 か所	9か所	-	-	
保育所等訪問支援事業所連絡会	1 回	2 回	3回	-	-	

3 重症心身障がい児等へのサービス提供体制の強化

事業所に対する支援の継続、及びサービス提供体制の強化に向けた取組状況

・ 藤沢市重度障がい児放課後等デイサービス受入れ推進事業費助成

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和5年度 目標値	令和8年度 目標値	備考
事業所数	2 か所	2か所	2か所	2か所	2か所	
合計月数	22か月	24か月	24か月	24か月	24か月	

4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

協議の場を定め、支援者のネットワーク形成、支援の充実に向けた取組状況

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和5年度 目標値	令和8年度 目標値	備考
会議	2 回	2 回	2 回	2 回	4 回	

第2期ふじさわ障がい児福祉計画

障がい児通所支援及び障がい児相談支援の計画見込量と実績

※（ ）内の人数は実人数

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込み量		
児童発達支援	3,589人日 (407人)	3,097人日 (484人)	3,766人日 (427人)	4,569人日 (504人)	3,951人日 (448人)	5,160人日 (587人)	5276人日 (582人)	5641人日 (622人)	6005人日 (662人)
放課後等デイサービス	10,994人日 (922人)	9,706人日 (829人)	12,143人日 (1,023人)	11,474人日 (909人)	13,472人日 (1,135人)	12,243人日 (1,008人)	12294人日 (974人)	12802人日 (1014人)	13309人日 (1054人)
医療型児童発達支援	0人日 (0人)	0人日 (0人)	0人日 (0人)	0人日 (0人)	4人日 (1人)	0人日 (0人)	0人日 (0人)	0人日 (0人)	0人日 (0人)
保育所等訪問支援	18人日 (12人)	36人日 (25人)	21人日 (14人)	51人日 (38人)	24人日 (16人)	84人日 (58人)	78人日 (56人)	84人日 (60人)	89人日 (64人)
居宅訪問型児童発達支援	0人日 (0人)	0人日 (0人)	0人日 (0人)	0人日 (0人)	10人日 (1人)	0人日 (0人)	10人日 (2人)	10人日 (2人)	15人日 (3人)
障がい児相談支援	300人	257人	338人	295人	385人	314人	355人	385人	415人

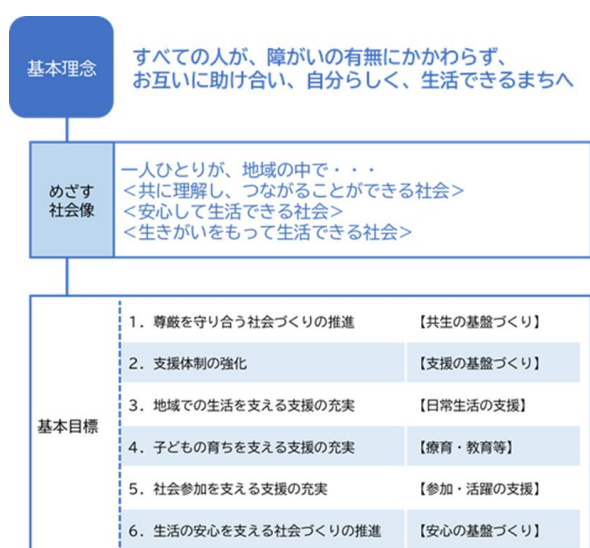
ふじさわ障がい者プラン2026（中間見直し）障がい者計画 モニタリング指標について

1 モニタリング指標設定について

基本理念に基づき、基本目標を設定している「ふじさわ障がい者計画」について、評価を行う上で各目標が適切に実行されているのか、成果が得られているのか、その施策の進行管理と達成状況を把握する方法として「KPI（重要業績評価指標）」を設定します。

KPI とは、日本語では、「重要業績評価指標」などと訳され、ここでは基本目標を達成するための物差しや道しるべとなるような事業を指します。

基本目標に対する取組の達成度、過程を数値化、可視化できるモニタリング指標（KPI）を設定し、指標値の状況を毎年度把握するとともに、取組内容を確認します。



基本目標	施策の柱	施策の方向性
基本目標1 尊厳を守り合う社会づくりの推進	共生の基盤づくり	1-1 共生のための環境づくり (1) 障がい理解と心のバリアフリーの促進 (2) 合理的配慮の提供の推進
		1-2 権利擁護の推進 (1) 差別解消と虐待防止の推進 (2) 意思決定支援の推進
基本目標2 支援体制の強化	支援の基盤づくり	2-1 相談支援の強化 (1) 福祉情報・相談窓口の利便性の向上 (2) 相談支援体制の拡充 (3) 計画相談支援・障がい児相談支援の推進
		2-2 連携による支援体制の強化 (1) 横断的な協議体制の確保 (2) 地域における支援体制の構築
		2-3 支援・サービス提供体制の確保 (1) サービス提供施設・事業所の充実 (2) 支援人材の育成・確保
基本目標3 地域での生活を支える支援の充実	日常生活の支援	3-1 一人ひとりの必要に応じた支援の推進 (1) 様々な障がい等に応じた支援の充実 (2) 重度障がいに対応した支援基盤の充実 (3) 障がい当事者の高齢化への対応
		3-2 障がい福祉サービス等の充実 (1) 障がい福祉サービスの充実 (2) その他の福祉サービスや事業との連携 (3) 家族の支援
		3-3 暮らしの場の確保支援 (1) 住まいの確保支援 (2) 入所施設等の整備 (3) 住宅改良の支援
基本目標4 子どもの育ちを支える支援の充実	療育・教育等	4-1 障がいの早期発見と乳幼児期における発育・発達支援の充実 (1) 障がいの早期発見・早期対応の推進 (2) 保育・療育の充実
		4-2 学齢期における教育等支援体制の充実 (1) 学校教育の充実 (2) 様々な学びや体験機会の充実
		4-3 切れ目のない障がい児支援の充実 (1) 成長に応じた発達支援の充実 (2) 障がい児支援サービスの充実 (3) 子育ての支援
基本目標5 社会参加を支える支援の充実	参加・活躍の支援	5-1 就労等への参加・活躍支援の推進 (1) 就労支援体制の充実 (2) 様々な仕事や創作活動の充実
		5-2 様々な活動への参加促進や支援 (1) 文化・スポーツ活動の充実 (2) 様々な活動への参加促進 (3) 当事者・家族団体等の活動支援
		5-3 活動の手段や環境の確保 (1) 外出・移動支援の充実 (2) 情報の受発信支援
基本目標6 生活の安心を支える社会づくりの推進	安心の基盤づくり	6-1 保健医療体制の確保 (1) 健康増進・リハビリの推進 (2) 受診しやすい医療体制の確保 (3) 医療的ケアと家族への支援環境の整備
		6-2 緊急時対応・災害対策等の強化 (1) 緊急時支援の確保 (2) 災害対策・感染症対策の強化
		6-3 経済的な支援 (1) 経済的な支援

2 KPI 選定方法

ふじさわ障がい者プラン2026中間見直し時の聞き取り調査・アンケート調査より把握した今回の改定にて取り組むべき課題を踏まえて、施策の方向性との関係性が大きく、定量化（数値による把握）が可能で、目標設定ができる施策の評価指標を設定します。

（「KPI」設定するときのポイントとした事項）

- ・誰でも理解できる明確で具体的な内容
- ・計測が可能
- ・現実的に達成可能

基本目標 1 尊厳を守り合う社会づくりの推進【共生の基盤づくり】

現行プランの進捗評価（５段階評価）

- ◆取組・事業については、令和３年度において１事業「１達成できなかった」であったが、令和４年度では「１達成できなかった」及び「２やや達成できなかった」はなかった。
- ◆25事業中23事業（92%）が、「４概ね達成できた」「５達成できた」という評価であった。令和３年度は、令和４年度と同様に23事業が「４概ね達成できた」「５達成できた」という評価であった。
- ◆障がい理解を促進する取組については概ね達成されており、アンケート調査結果からも改善がうかがえる。一方で情報保障や意思決定の取組については未達成のものもあり、意思疎通に係る施策の推進に関する法律の制定などを踏まえ、感染症情報や障がい者が必要とする情報の取得及び利用など取組の手法等を改善していく必要がある。

聞き取り調査・アンケート調査からの課題整理

- 障がいへの理解について
 - ・「地域で自分らしく活動ができるよう、行政が特に力を入れるべきこと」として、障がい者・障がい児調査ともに「障がいへの理解と対応を広く伝えていく活動」の回答が24.4%であった。
 - ・対象者が少数であったり、見た目が分かりづらい障がいに対する理解が不足
 - ・差別を受けた経験の有無において、発達障がいの方30.8%、精神障がいの方18.5%
 - ・発達障がいのある人の特性把握が不十分
- 合理的配慮・バリアフリー環境について
 - ・視覚障がい・聴覚障がいへの配慮が不足
- 差別・偏見について
 - ・不当な差別を受けた経験が「ある」とした回答者全体は減少（前回21.8%⇒今回12.4%）
 - ・障害者差別解消法の「名称も内容も知っている」の回答は障がい児調査で減少（前回23.6%⇒今回13.3%）
 - ・不当な差別を受けた場所として、バスや電車などの交通機関：32.9%、学校や職場：31.4%、スーパーやレストラン：20%といった日常生活でよく利用する空間での経験が多い
- 虐待について
 - ・令和元年から虐待対応件数が増加している（R1:18件、R2:21件、R3:24件、R4:37件）
- 権利擁護の制度について
 - ・障がいのある人の権利を守る制度についての認知度は44.2%である。
 - ・制度利用にあたり、「制約が多く、成年後見制度の使い勝手が良くない」や、「自立に向けた賃貸借契約等の保証人の担保に関して課題がある」との意見がある

国の動向

- 障がい者等に対する虐待の防止
 - ・事業所等における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の促進
- 合理的配慮の事業者への義務化
 - ・（改正）障害者差別解消法における事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供の義務化
- 障がい者による情報の取得・利用、意思疎通の推進
 - ・障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法に基づく障がい者による情報の取得・利用、意思疎通に係る施策の総合的な推進

中間見直しに向けた方向性

- 共生のための環境づくり
 - ・差別等を受けている人は減少しているものの、障がいによって経験の有無が異なり、「精神障がいや内部障がいといった、見た目には伝わりにくい障がいがある人」への理解促進
 - ・学校や職場といった特定の人と関わる場所と、交通機関等の不特定多数の人が関わる場所で、相互理解を高める施策を分けて検討することが必要
 - ・障がいの有無に関わらず、暮らしやすい地域共生社会を実現するための包括的な支援体制を構築していくことが必要（インクルージョンの推進に関する取組の強化）
- 権利擁護の推進
 - ・福祉サービス利用など、生活への支援や手助けが必要な障がいのある人の権利を守れる体制を構築していくことが必要（利用しやすい権利擁護事業の検討）

中間見直しにおける重点推進項目

- 1-1 共生のための環境づくり（１）障がい理解と心のバリアフリーの促進
 - ・講演会や体験イベントの実施、啓発用素材の作成・活用、ヘルプマーク等の普及に努めるとともに、精神障がいや内部障がいといった見た目では伝わりにくい障がいがある人や障がいへの理解促進を強化します。
 - ・学校や職場、地域の中で、障がいの有無にかかわらず、あらゆる人が生活への支援や手助けをお互いに受けられ、支え合いながら暮らすことのできるインクルーシブな社会づくりを進めます。
- （２）合理的配慮の提供の推進
 - ・各種訪問調査時等における手話通訳者の派遣、視覚障がい者IT講習会の開催をはじめ、コミュニケーション手段の確保及び情報保障に係る支援を充実します。
 - ・プッシュ型の情報発信を推進し、障がいの特性や程度にかかわらず、必要な情報を取得できる環境づくりに取り組みます。
 - ・公共施設や公園、街や道路の整備、交通バリアフリー等について、計画段階から望ましい整備が進むよう、関係部署・関係機関との連携を図ります。
 - ・行政内での合理的配慮の提供を更に推進するため、職員の対応力向上に取り組みます。
 - ・民間事業者による円滑な合理的配慮の提供を促進するため周知、啓発、相談等に取り組みます。
- 1-2 権利擁護の推進（１）差別解消と虐待防止の推進
 - ・学齢期からの人権意識の向上に向け、インクルーシブ教育や人権教育を進めるとともに、福祉サービスの活用を促すことにより、障がい者の日常生活環境の充実に取り組みます。
 - ・「藤沢市人権施策推進指針」に基づく人権啓発の推進、誰もが利用しやすい人権相談体制の充実を図ります。
 - ・「障がい者差別解消支援地域協議会」を開催し、障がいを理由とする差別解消に取り組みます。
 - ・「障がい者虐待防止センター」において、障がい者虐待の防止、早期発見・対応に取り組みます。
 - ・ジェンダー平等、子ども、高齢者、職場などでの差別解消、虐待防止に向け、各事業を推進するとともに、関係部署、機関と連携し、世代や分野を超えた課題の解決に取り組みます。
- （２）意思決定支援の推進
 - ・日常生活・社会生活を送る上での選択、判断、決定等について、本人が主体的にできるよう、家族とも協力し、意思決定支援に関する支援者の資質向上に向けた取組を推進します。
 - ・障がい福祉サービスの利用や金銭管理に係る判断を補う支援（日常生活自立支援）を継続して推進するとともに、成年後見制度利用に係る各種の取組を実施します。

基本目標2 支援体制の強化【支援の基盤づくり】

現行プランの進捗評価（５段階評価）
◆取組・事業については、令和３年度において１事業「１達成できなかった」あったが、令和４年度においても１事業「１達成できなかった」事業があった。
◆21事業中20事業が、「４概ね達成できた」「５達成できた」という評価であり、令和３年度は21事業中19事業が「４概ね達成できた」「５達成できた」という評価であった。
◆相談支援の取組については全般的に達成されているが、総合相談等の体制の評価が必要な時期になっている。 <u>体制整備の取組についても概ね達成されているが、障がいの程度や状況にかかわらず、障がいのある方が、地域生活を継続していくための体制整備や地域移行・地域定着などに対応していく必要がある。</u>

聞き取り調査・アンケート調査からの課題整理
■相談支援について <u>・市が力を入れることとして、わかりやすい情報の発信（29.9%）が求められている。</u> <u>・相談する人が「いない」人は5.1%</u> <u>・支援に関する情報の入手方法において、情報の入手先は、市・県の広報、問い合わせ、ホームページで全体の75.5%を占めている。</u> <u>・「利用者が自分に適した事業所・サービスを選択するための情報が不足している」や「計画相談のサービス量・質ともに不足している」との意見があり、実際のセルフ率も50.8%（R5年3月31日時点）であった。</u> ■主な支援者の代わりや不測の事態について ・障がい者調査では主な支援者が病気や不在のときに、代わりの支援者がいないと回答した割合は増加（前回20.0%⇒今回36.1%） ・「急遽、家族の支援を受けられなくなった時の支援が不足している」や、「安全・安心プランの普及や実効的な運用が足りていない」との意見がある ■支援者間の連携・協働体制について ・障がい福祉施策の充実のために市が取り組むこととして「障がい者を支える家族や福祉サービス従事者、関係機関職員などへの支援」の回答は33.7%であった。 ■福祉人材の確保と育成について ・希望する福祉サービスを「利用できなかった」人は15.4% ・「障がい福祉全体の人材の高齢化や人材が不足し、障がい福祉におけるマンパワーが足りていない」や「障がい特性を理解した福祉人材の育成が急務である」との意見がある

国の動向
■「地域共生社会」の実現に向けた取組 ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、市町村による包括的な支援体制の構築の推進 ■障がい者等の地域生活の支援体制の充実 ・共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることが追加 など ■地域における相談支援体制の充実強化 ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進、「地域づくり」に向けた協議会の活性化 など ■障がい福祉サービスの質の確保 ・障がい福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実 など ■障がい福祉人材の確保・定着 ・ICTやロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化や職場環境の整備の推進

中間見直しに向けた方向性
■相談支援の強化 ・基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業所等との既存のネットワークを基に、関係機関や福祉サービス事業所との連携強化を図り、障がいのある人の地域生活を支える体制の構築が必要 ■連携による支援体制の強化 ・市として、障がいのある方一人ひとりの不測の事態に対応可能な実効性のある体制構築が必要（安全・安心プラン）。 ■支援・サービス提供体制の確保 ・福祉サービスの充実に向けた、行政内外での連携を踏まえた、「人材確保」「質の向上」などの総合的な取組が必要

中間見直しにおける重点推進項目
2－1 相談支援の強化 （１）福祉情報・相談窓口の利便性の向上 <u>・「藤沢市障がい者福祉の手引き」などの配布を継続し、インターネットの活用や相談窓口等でのわかりやすく、丁寧な情報提供を実施します。</u> ・保健・福祉分野の総合的な相談窓口として、福祉総合相談支援センター、北部福祉総合相談室、地区福祉窓口において、相談に対応します。 ・基幹相談、専門相談（発達・高次脳・重心）、総合相談（4地域）に専門職の配置し、専門機関等との連携により、様々な障がいに対応する専門的な相談に対応します。 （２）相談支援体制の拡充 <u>・障がい特性や多様化している生活課題に対し障がいのある人のQOLの向上のために、地域移行や地域定着に向けた多職種・多機関連携の調整などを担う、相談支援専門員の人材確保、質的向上に取り組みます。</u> （３）計画相談支援・障がい児相談支援の推進 <u>・障がい福祉サービスを利用する多くの人が、計画相談支援事業所・障がい児相談支援事業所の支援を受け、障がい福祉サービス等を有効に利用できるよう、支援体制の整備を進めます。</u> 2－2 連携による支援体制の強化 （１）横断的な協議体制の確保 <u>・総合支援協議会において、地域課題解決に向けた支援体制構築のための協議を進めます。</u> <u>・ケースにおける他分野多機関での支援について、基幹相談支援センターの支援者に対するコンサルテーションを実施します。</u> ・緊急時や災害時における支援者との連携を円滑に行うため、「安全・安心プラン」を軸にした取組を推進します。 （２）地域における支援体制の構築 ・入所・入院先などから地域生活へと移行し、自分らしい生活を継続できるよう、相談や一時的な宿泊、緊急対応等の支援体制の強化を検討します。 ・地域共生社会の実現をめざし、複合・複雑化した支援ニーズに、きめ細かく対応するため重層的支援体制を構築に向け、関係各課で連携し、世帯支援を実施します。 <u>・緊急時や災害時における支援者との連携を円滑に行うため、自治会や民生委員との関りを深める取組を促進します。</u> 2－3 支援・サービス提供体制の確保 （１）サービス提供施設・事業所の充実 ・障がい福祉サービスの質の向上に向けて、市内障がい福祉サービス事業所が抱える課題の解決に取り組むなど、サービスの充実をめざします。 （２）支援人材の育成・確保 ・支援を担う専門職、住民同士の支え合い活動を担う人材等の育成・確保に取り組めます。 ・福祉の仕事に関心のある人たちに向け、藤沢市の障がい事業所等の認知度を上げていくことにより、新規人材の確保に向けた取組や事業所支援を行います。

基本目標3 地域での生活を支える支援の充実【日常生活の支援】

現行プランの進捗評価（5段階評価）

- ◆取組・事業については、令和3年度において「1達成できなかった」が1事業、「2やや達成できなかった」が2事業であった。令和4年度においては、「2やや達成できなかった」が1事業となっており、多少改善がみられた。
- ◆37事業中32事業が「4概ね達成できた」「5達成できた」という評価がされている。令和3年度は37事業中19事業が「4概ね達成できた」「5達成できた」という評価であった。
- ◆個別支援については、提供側としての達成度は一定見られるものの、医療的ケアをはじめとする重度障がい者のニーズに応じた支援についてはあまり達成できていないものと考えられる。

聞き取り調査・アンケート調査からの課題整理

- 福祉サービスの利用状況について
 - 希望する福祉サービスが利用できなかった経験が「ある」方は障がい者調査で15.4%、障がい児調査で39.8%で、特に「発達障がいのある人」「在宅で支援区分の高い人」で高い
 - 医療的ケアの必要な重症心身障がいなどに対応した福祉サービス、精神障がいに対応した生活介護や居宅介護、余暇支援を含む移動支援、機能別の短期入所が不足している
- 障がいのある人の高齢化及び重度化について
 - 障がい者調査における当事者の年齢は「60代以上」が56.4%を占める
 - 要支援・要介護の認定割合は、前回調査から増加（前回16.2%⇒今回26.1%）
- 主な支援者の高齢化について
 - 障がい者調査における主な支援者の年齢は、「60代以上」が60.3%を占める
 - 「支援者の高齢化に伴う身体的・精神的な負荷の増加している」との意見がある
- 本人の希望や障がい特性に応じた生活の場の確保について
 - 「親亡き後を見据えた生活の場の不足」や「医療的ケアの必要な重症心身障がいや自閉症や行動障がいなどの発達障がいに対応した生活の場の不足」との意見がある

国の方向性

- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援
 - 重度障がい者等への支援など、地域ニーズへの対応
 - 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
 - グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実 など
- 発達障がい者等支援の一層の充実
 - 発達障がい者地域支援マネージャーの地域支援機能の強化、強度行動障やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進 など
- 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
 - 障がい福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
 - 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
- よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい(児)福祉計画の策定
 - データに基づいた地域における障がい福祉の状況の正確な把握、障がい児者にとって身近な地域で支援が受けられるよう事業所整備を進める観点からのよりきめ細かいニーズ把握

中間見直しに向けた方向性

- 一人ひとりの必要に応じた支援の推進
 - 今後、入所等からの地域移行等支援の継続や発達障がい者等支援の充実を図るため、本人の障がい特性や、生活状況に応じたサービスを提供できる体制が必要
 - 強度行動障がいのある人への支援が必要
 - 利用者ニーズ等を踏まえた量的拡充の必要なサービスと、既存のサービス提供事業所の質の向上を図るサービスの、それぞれの重点を整理して、今後の確保方策を検討することが必要
- レスパイトや緊急時の一時支援など、在宅生活を底から支えるサービスの拡充
 - 支援者の高齢化や、生活の多様化を踏まえ、ショートステイなど、障がいのある人の在宅生活を下支えるサービスの拡充が必要
- 暮らしの場の確保支援
 - 親亡き後、支援者なき後を見据え、障がいのある人が自立した地域生活に移行する際のグループホーム等を含めた住居の確保が必要
 - (グループホームから自立した人の地域定着の充実が必要)

中間見直しにおける重点推進項目

- 3-1 一人ひとりの必要に応じた支援の推進
 - (1) 様々な障がい等に応じた支援の充実
 - 多様な障がいへの認識を深め、一人ひとりの状況に応じ、チームアプローチを基本とした支援を充実します。
 - 広域の支援機関等と連携し、障がい特性に応じた継続的な支援に取り組みます。
 - (2) 重度障がいに対応した支援基盤の充実
 - 市内の障がい福祉サービス事業所や医療機関及び広域の支援機関と連携し、重度障がい児者や難病患者を含めた医療的ケアを必要とする方、発達障がい、強度行動障がいのある方が、自分らしい生活を実現していくことができるよう、幅広いサービス提供ができるよう取り組みます。
 - (3) 障がい当事者の高齢化への対応
 - 障がいのある人と高齢者が共に活動できる共生型サービスの充実を図ります。
 - 多様な地域課題を解決するため、地域包括支援センター等との連携による支援体制の充実を図ります。
 - 障がいのある人が介護保険サービスの利用対象者となっても、障がい特性に応じたサービス利用を継続できるよう調整します。
- 3-2 障がい福祉サービス等の充実
 - (1) 障がい福祉サービスの充実
 - 障がいのある人の地域での生活を見据え、本人の障がい特性や生活状況に応じた障がい福祉サービスを利用できるよう各種サービスの充実に努めます。
 - (2) その他の福祉サービスや事業との連携
 - 高齢者福祉と連携し、日常生活の支援に係る福祉サービスの確保に努めます。
 - 社会福祉協議会、民生委員・児童委員と連携し、障がい者の地域生活支援を推進します。
 - (3) 家族の支援
 - 家族介護者の高齢化や生活状況の多様化を踏まえ、短期入所・日中一時支援・移動支援等の障がいのある人の在宅生活を支え、家族介護者の負担軽減に資するサービスを拡充します。
 - 障がいのある方の家族が、病気や障がいへの認識、障がい福祉サービス等への理解を深められるよう、相談支援・家族教室・家族相談等を実施します。
- 3-3 暮らしの場の確保支援
 - (1) 住まいの確保支援
 - 日中サービス支援型共同生活援助の支援内容を充実させるとともに、入居費用を支援します。
 - 地域生活に移行する際の住居確保に係る支援を行います。
 - 市営住宅のバリアフリー対応や障がい者優遇制度の運用、住宅確保要配慮者支援などについて、関連部署との連携を図ります。
 - (2) 入所施設等の整備
 - 重度障がいがあり、医療的ケアが必要な人が、安心して生活できるよう入所施設等の整備に向けた検討を引き続き進めます。
 - (3) 住宅改良の支援
 - 既存の住宅のバリアフリー化に係る支援を実施します。

基本目標4 子どもの育ちを支える支援の充実【療育・教育等】

現行プランの進捗評価（５段階評価）

- ◆取組・事業については、令和３年度において未達成事業はなかった。令和４年度に関しても、未達成事業はなく、基本目標達成に向け事業を進めることができている。
- ◆20事業中19事業（95％）が、「４概ね達成できた」「５達成できた」という評価であり、令和３年度は、20事業中16事業（80％）が「４概ね達成できた」「５達成できた」という評価であった。
- ◆子育て支援施策の充実を背景に取組は充実しているものと考えられるが、早期発見、早期療育等のきめ細かな体制づくり、取組の推進に向けた検証が必要と考えられる。

聞き取り調査・アンケート調査からの課題整理

- 相談体制について
 - ・相談する人が「いない」人は3.1％
 - ・相談支援を充実させるために必要なこととして、「専門的な相談や助言ができる人材がいること」 65.6％、「対応する人が障がい特性を理解してくれること」58.6％と高い
- 療育・教育について
 - ・十分な支援がうけられているかについて、「十分・おおむね十分」が73.4％
 - ・幼稚園や学校等で困っていることについて、「通い先との間の移動・送迎が大変」「障がいに応じた 学習や訓練が不十分」が高い
 - ・「医療的ケア児や行動障がいといった障がい特性に配慮した療育・教育環境が不足している」との意見がある
- 放課後の過ごし方について
 - ・学校や放課後等デイサービスと本人の体調等について共有している人は77.6％
 - ・放課後や休日の過ごし方で困っていることについて、前回調査と同様で「様々な体験をさせたいが、支援体制がない」「家族の負担・ストレスが大きい」が高い
 - ・放課後等デイサービス事業所を選ぶ上で重視したことは、「学校や自宅への送迎をしてくれる」「希望する曜日に空きがある」といった利用する上での使いやすさの項目が上位
- 障がい児施策の充実について
 - ・希望する福祉サービスを「利用できなかった」人は39.8％
 - ・障がい福祉施策を充実させるための市の取組は、障がい児では「障がいのある人が自分で社会生活を送るための能力を高める支援」「人生の節目や生活状況に応じた支援」が高い
 - ・「児から者へのライフステージの移行に伴う生活環境の変化への順応が難しい状況」との意見がある
 - ・将来の生活に向けての家庭での取組は、「自分の意思を他人に示す練習をしている(64.1％)」「身だしなみや身の回りの整理整頓の練習(55.5％)」が高い一方で、「子どもの将来について、相談支援員などの専門職に相談している」は15.6％、「特に何もしていない」は10.9％となっている

国の動向

- 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・児童発達支援センターの地域での中核的役割や機能強化による重層的な支援体制の整備、地域におけるインクルージョンの推進
 - ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築
 - ・障がい児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進 など
- 障がい児支援体制の強化
 - ・地域における障がい児や医療的ケア児等への支援体制の強化

中間見直しに向けた方向性

- 子どもの成長・発達に合わせた療育環境の支援
 - ・家庭生活や放課後等デイサービス等の福祉サービスの利用において、子どもの成長に応じた適切な療育を行えるように、児童発達支援センターの機能を強化し、障がい児通所支援事業所の質の向上や地域のインクルージョンの推進のための取組、相談支援体制の充実が必要
- 保護者へのサポートと支援のバランスの両立
 - ・在宅での子育て、療育を支えるための支援を充実させる一方で、子どもに適切な療育環境を保護者が検討できるような情報や知識に関するサポートを充実させることが必要
- 医療的ケア児等への支援の充実
 - ・医療的ケア児等への支援として、医療的ケア児等コーディネーターの配置の推進を図るとともに、関係機関等の連携促進、関係情報の集約・発信、支援者の養成など、総合的な支援体制の充実が必要

中間見直しにおける重点推進項目

4－1 障がいの早期発見と乳幼児期における発育・発達支援の充実

（１）障がいの早期発見・早期対応の推進

- ・乳幼児健診・健診フォローに係る支援、未熟児・慢性疾患児等保健指導などにより障がいの早期発見に取り組みます。子育て世代包括支援センター（母子保健事業）と児童発達支援センター、子育て支援センター、保育園、幼稚園、医療機関等の連携により障がいへの早期対応を進めます。
- ・難聴児支援、重度重複障がい、医療的ケアの必要など、専門的な対応が必要な場合は、医療機関や広域の専門機関との連携により、有効な支援につなぎます。

（２）保育・療育の充実

- ・児童発達支援センター、児童発達支援事業所、保育園、幼稚園、発達支援に係る専門機関等と連携して、障がいや発達に心配のある未就園児の支援体制の充実を図ります。
- ・保育園・幼稚園における特別支援保育の実施、保育所等訪問支援、幼稚園・保育園等職員における発達支援コーディネーター育成支援などに取り組むとともに、障がいの有無にかかわらず、幼児期から互いの個性を認め、共に過ごすインクルーシブルな関係づくりを進めます。

4－2 学齢期における教育等支援体制の充実

（１）学校教育の充実

- ・特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室の運営、教育相談コーディネーターの設置など、一人ひとりに応じた学習支援体制を充実するとともに、介助員・学校看護師の派遣をはじめ、医療的ケアが必要な子どもへの対応も含め、学校生活の支援体制を確保していきます。
- ・学校教育、学校生活を通じて、障がいの有無にかかわらず、互いの個性を認め、共に過ごすインクルーシブルな関係づくりを進めます。

（２）様々な学びや体験機会の充実

- ・障がいのある子どもが、放課後や学校長期休業中も心豊かに過ごせるよう、放課後児童クラブや放課後等デイサービスなどの居場所の提供や特性に応じた支援の質の向上に努めます。

4－3 切れ目のない障がい児支援の充実

（１）成長に応じた発達支援の充実

- ・発達に心配のある子どもたちの成長に応じた支援が、円滑に行われるよう、保護者、保育園、幼稚園、学校等と連携して切れ目のない支援を実施していきます。
- ・児童発達支援センターの地域の中核的役割や機能の強化を図ることにより、障がい児支援の質の向上など、地域支援に努めます。

（２）障がい児支援サービスの充実

- ・身体障がい、知的障がい、発達障がい等の支援が必要な子どもがそれぞれの障がい特性や生活状況にあった支援を受けられるよう、サービス利用の計画づくりを支援するとともに、医療的ケアが必要な子ども、重症心身障がいの子どもにも対応した支援体制の強化を含め、必要なサービスの拡充を進めます。また、障がい児福祉サービスの質の向上に努めます。

（３）子育ての支援

- ・経済的支援や一時預かり、送迎支援などを通じて、障がいのある子どもを育てる保護者の負担を軽減し、他の家族の養育や自らの就業継続などが、可能となるよう支援します。
- ・障がいへの早期対応・軽減に係る継続的な受診を支援します。
- ・子どもの障がいを理解し、日々の生活の中で、本人の成長に応じた子育てを行っていくことができるよう、保護者に対する療育に関する知見や利用できる支援などの情報提供を充実します。
- ・医療的ケア児の支援体制の充実及び、医療的ケア児やそのご家族が、地域において安心して生活できるよう、医療、保健、福祉、教育、その他行政機関等の関係機関間のネットワークの構築に努めます。

基本目標5 社会参加を支える支援の充実【参加・活躍の支援】

現行プランの進捗評価（5段階評価）
◆取組・事業については、令和3年度は、2事業が「1達成できなかった」であった。令和4年度は、未達成事業はなく、ボトムアップはできたといえる。 ◆38事業中36事業（約94.7%）が、「4概ね達成できた」「5達成できた」という評価がされている。令和3年度は38事業中34事業（約89.5%）が「4概ね達成できた」「5達成できた」という評価であり、令和4年度に向けて改善されている。 ◆就労、社会参加の取組については概ね達成できているとあるが、就労定着や継続的な社会参加等において課題があるものと考えられる。障がい者スポーツについては、東京パラリンピックのレガシーを継承するなど、気運を捉えた取組を進めるべきであり、ボランティア等の社会資源を有効に活用すべきである。あわせて手話通訳者の養成などにおいては、障がい理解につながるよう副次的な効果を意識した取組が求められる。

聞き取り調査・アンケート調査からの課題整理
■就労について ・障がい者調査での就労希望として「企業等の一般雇用」「企業等の障がい者雇用」「福祉的就労」でそれぞれ1割前後となっており、働き方のニーズが多様となっている ・就労している人の就労時の困りごとが「特にない」人は51.5% ・「市における雇用促進するための制度の積極的な導入、推進ができていないと当事者が感じている」や「雇用する企業側の障がい者の就労環境整備が追い付いておらず、定着率が改善できていない」との意見がある ■地域活動について（スポーツ・文化・自然体験） ・外出時の困りごとが「特にない」人は32.2% ・地域活動に「参加している」人は20.9%、参加している活動では「自治会・町内会の活動」「友人・知人同士の趣味の集まり」が多い ・障がい児調査では、学校以外で通ってほしい活動として、体験を通じた様々な経験を重ねられる活動へのニーズが高い ■情報入手や意思疎通のために必要な施策について ・地域生活を行う上で必要な支援として、「障がいのある人が入手しやすい情報の発信の工夫」は障がい支援区分の高い人で多くなっている。 ・情報を手に入れたり、自分の意思を相手に伝えやすくするために必要な施策として、「障がいの種類・程度に応じた情報の伝達手段の充実」「障がいの種類・程度にかかわらず同じ情報が得られる仕組みや環境の整備」が高い

国の動向
■障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進 ・就労の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施 など ■福祉施設から一般就労への移行 ・一般就労への意向及び定着状況に関する成果目標の設定等、地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組 など ■障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進 ・障がい特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進 ■障がい者による文化芸術活動の推進 ・障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的な推進

中間見直しに向けた方向性
■就労等への参加・活躍支援の推進 ・一般就労を目標とした就労訓練や就労移行支援等の福祉サービスの充実とともに、多様な働き方や雇用形態に関する地元企業への啓発が必要 ■情報取得や意思疎通支援の推進 ・プッシュ型の情報発信を推進し、障がいの種類や程度にかかわらず、必要な情報の取得・発信をするための仕組みや環境整備の検討が必要 ■地域活動への参加に向けた支援 ・障がい児の保護者に向けた、地域活動の情報提供の在り方を検討することが必要（必要な情報の内容/適当な情報提供方法など） ・障がいの有無にかかわらず、地域活動に参加できる環境づくりやサポートが必要 ■スポーツや文化芸術活動の推進 ・障がい者、障がい児がスポーツや文化芸術活動を楽しむことができる環境や場を充実させることが必要

中間見直しにおける重点推進項目
5-1 就労等への参加・活躍支援の推進 （1）就労支援体制の充実 ・障がい者雇用を進めるとともに、職場実習の場の提供、市役所内での物品販売等働く機会の確保、障がい者優先調達の推進などの取組を積極的に進めます。 ・就労関係機関、学校及び企業等と連携し、市内の企業等に対して、障がいのある人の多様な働き方や雇用形態についての周知を行い、一般就労の促進と就労定着の向上に取り組みます。 ・工賃の向上や一般就労への移行に向け、市内就労系サービスにおける共同受注のあり方の検討や新たに始まる就労選択支援事業を効果的に活用するための検討を行います。 ・市内障がい福祉サービス事業所と学校が連携した進路の検討、障がい者雇用に向けた取組の充実を図ります。 （2）様々な仕事や創作活動の充実 ・通所施設における生産・創作活動の充実など、障がいのある人が仕事を通じて参加・活躍できる機会の拡充を進めていきます。 5-2 様々な活動への参加促進や支援 （1）文化・スポーツ活動の充実 ・障がい者や障がい児がスポーツを楽しめる環境整備、団体組織の継続支援、各種スポーツ大会の開催や参加支援、スポーツ指導者やボランティアの確保、スポーツ活動を通じた健康維持・増進などを総合的に推進します。 ・誰もがスポーツを楽しめるインクルーシブスポーツの推進に取り組みます。 ・文化芸術にふれる様々な機会づくり、障がいの有無にかかわらず参加する文化芸術活動の推進に努めます。 （2）様々な活動への参加促進 ・市民・各種活動団体等と連携し、生涯学習事業等への参画を促進します。 ・地域活動への参加を妨げる障壁を除外するために、活動についての適切な情報を提供・発信し、点字録音図書の製作・貸出など、障がい者や障がい児が参加しやすい環境づくりを進めます。 （3）当事者・家族団体等の活動支援 ・障がい当事者・家族団体等の紹介をするとともに、団体活動の支援などを継続します。 5-3 活動の手段や環境の確保 （1）外出・移動支援の充実 ・社会参加の基盤として、各種交通費助成を実施するとともに、同行援護・行動援護・移動支援など障がい福祉サービスの充実を図ります。 （2）情報の受発信支援 ・要約筆記体験会、手話奉仕員の育成、点訳・音訳等ボランティア講習会など、人材の育成・確保に取り組みます。 ・手話通訳者・要約筆記者の派遣や市役所での手話通訳者設置等を実施します。

基本目標6 生活の安心を支える社会づくり【安心の基盤づくり】

現行プランの進捗評価（５段階評価）	
◆取組・事業については、令和３年度において、２事業が「１達成できなかった」であった。令和４年度においては、未達成事業はなく、ボトムアップはできたといえる。 ◆23事業中19事業（約82.6％）が、「４概ね達成できた」「５達成できた」という評価であった。令和３年度は23事業中18事業（約78.3％）が「４概ね達成できた」「５達成できた」という評価がされていたことから、令和４年度に向けて改善されている状況である。 ◆福祉、医療の連携については、医療的ケア児等支援法の施行も踏まえ、積極的な取組を推進する必要がある。障がい児福祉以外の医療での成人科移行、障がい者福祉への移行時の課題を捉え、当事者と家族にとって切れ目のない支援体制を構築する必要がある。防災の取組については、概ね達成できたとあるが、当事者と家族に実感のある効果は生じていないことから、不安要素を軽減させる手法などの改善が必要であると考えられる。	

聞き取り調査・アンケート調査からの課題整理	
■医療的ケアや医療機関の受診について ・障がいのある人の受診時に「困りごとがない」人は61.1％ ・医療的ケアが必要な人の「受診の際に困っていること」について、障がい者では「移動手段がない」「付き添い等の介護者がいない」「自分に合う薬や治療やリハビリの方法を見つけれない」が高く、障がい児では「希望する専門の医療機関が見つからない」「かかりつけ医を決められない」「本人が受診を嫌がる」が高い ・「市内に発達障がいや難病などの専門的な医療機関が限られている」との意見がある ■災害時について ・「地域で自分らしく活動ができるよう、行政が特に力を入れるべきこと」として「障がいがあっても安心できる防犯・防災体制」が高い ・火事や災害時の不安が「特にない」人は10.2％、最も多い困りごとは「投薬や治療が受けられなくなる」 ・火事や災害時に助けてくれる近所の人「いない」人は41.3％、周囲に支援を求めるときの困りごとは「誰に支援を求めればよいかわからない」 ・「火事や地震時1人で判断して避難できるか」について、障がい者では47.7％、障がい児では12.5％が「できる」と回答し、障がい者では、高次脳機能障がいや重症心身障がいの方、障がい児では、知的障がいや知的判定、重症心身障がいの方は「できる」の回答の割合が低い ・「避難行動要支援者名簿の作成・運用が自治会や町内会に任せられており、網羅的な運用ができていない」や「個別避難計画の策定状況が芳しくない」との意見がある ■経済的支援について ・「今後の生活で不安に感じていること」について「生活費」と回答した人は、障がい者では43.6％、障がい児では39.8％となっており、障がい者調査では「生活費」の回答が増加（前回36.0％⇒今回43.6％）特に、障がい者調査では精神障がいや発達障がいの方、障がい児では指定難病の方で「生活費」の回答が高い ・「本人だけでなく家族も含めて経済的に困難である障がい者がいる」との意見がある	

国の動向	
■障がい児のサービス提供体制の計画的な構築 ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築 ■難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化 ・医療費助成の開始日を重症化したと診断された日に前倒し ・難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の強化 ■災害対策基本法の改正 令和3年の災害対策基本法の改正により、市町村において概ね５年で、避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」の作成が努力義務化	

中間見直しに向けた方向性	
■医療的ケアの必要な人への支援の充実 ・医療的ケアのある人への福祉サービスの充実だけでなく、医療的ケアが必要な人の受け入れ可能な施設等に対し、地域生活に必要な情報提供などを充実させていくことが必要 ・障がい歯科の保健医療体制の充実が必要 ■緊急時・災害対策等の強化 ・緊急時や災害時の障がいのある人の命を守るための手段を、家族や支援者だけに限らず、地域でも守れる方法と体制を構築していくことが必要 ・要支援者名簿の聞き取り拡充と、安全・安心プランと併せた個別避難計画の推進が必要 ■経済的な支援の推進 ・工賃の向上など、障がいのある人が経済的にも自立した生活を行えるような経済的基盤を充実させる働きかけや施策の検討が必要	

中間見直しにおける重点推進項目	
6－１ 保健医療体制の確保 （１）健康増進・リハビリの推進 ・障がいのある人が利用しやすい健康診断・検診・相談・受診・指導・教室等の体制を、医師会や歯科医師会等の関係機関と連携し、各機会の利用を促進します。 （２）受診しやすい医療体制の確保 ・障がいのある人が適切に医療を利用できるように、各種医療費の助成を通じて、医療費負担の軽減への支援を行うとともに、受診時や入院時における意思疎通が困難な重度障がいのある人と医療従事者とのコミュニケーションを支援します。 （３）医療的ケアと家族への支援環境の整備 ・医療的ケアが必要な人やその家族に対し、在宅医療、在宅看護、短期入所等の活用により、生活環境の充実を図ります。 6－２ 緊急時対応・災害対策等の強化 （１）緊急時支援の確保 ・体調急変時等に、自ら通報できる体制の確保を支援するとともに、地域の中の見守り・通報体制を確保していきます。 （２）災害対策・感染症対策の強化 ・災害への備えとして、避難行動要支援者名簿作成のための聞き取りを拡充させ、障がいのある人の希望に応じて、自治会・町内会や自主防災組織と連携した地域における防災・避難対策に取り組めます。 ・「藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に基づき、関係課と連携して個別避難計画の作成に取り組めます。 ・「安全・安心プラン」の作成を推進することで、障がいのある人の個々の状況把握を踏まえ、関係課と連携した防災対策や避難対策に活用していきます。 ・障がいのある人や支援者の防災意識の向上を促進するとともに、障がいのある人や家族、支援者等による地域の防災訓練等への参加を促進します。 ・災害時における災害情報の的確な伝達、医療援護体制機能の強化、指定避難所等における対応の充実を図ります。 ・感染症対策として、国・県の方針及び感染状況を踏まえ、柔軟に対応します。 ・災害時・感染症流行時に、日頃の障がい福祉サービス等の利用ができなくなる状況を回避できるよう、障がい福祉サービス事業所及び関係機関との連携体制の充実を図ります。 6－３ 経済的な支援 （１）経済的な支援 ・年金や手当、給付金の支給、各種減免制度などの情報提供及び手続の支援をしていくとともに、経済的自立の実現・継続に向けた支援に努めます。	

基本目標Ⅰ 尊厳を守り合う社会づくりの推進【共生の基盤づくり】

施策の柱Ⅰ－Ⅰ 共生のための環境づくり

施策の方向性 (1)障がい理解と心のバリアフリーの促進 (2)合理的配慮の提供の推進

中間見直しにおける重点推進項目							
【聞き取り調査・アンケート調査から抽出された見た目が分かりづらい障がいに対する理解が不足している課題】に基づき、重点推進項目に【共生のための環境づくり】を位置づけています。このことを推進するために【障がい理解と心のバリアフリーの促進】に関して【精神障がいや内部障がいといった見た目では伝わりにくい障がいがある人や障がいへの理解促進を強化】に取り組みます。							

事業番号Ⅰ 障がい理解の普及・啓発の推進							
なぜやるのか？	どうなったら良いか？	具体的な取組	事業の達成度	業績指標の推移			事業実施上の留意事項
(トピックス・意図)	アウトカム (施策によって得られる効果)	活動指標	業績指標	6年度	7年度	8年度	
目では伝わりにくい障がいへの理解の促進を図る。	【前回調査】差別を受けた経験のある障がい者の割合（発達障がい者30.8%、精神障がい者18.5%） 	障がいへの理解を促進する講演会等の開催、その他啓発活動 	市民等の障がい理解の向上 				どんなことに気がつけたら取り組みの結果としてアンケート調査結果が良くなるか（ポイント）
	以上回答割合の減少	講演会等事業の実施件数	事業への参加者数				

事業番号Ⅱ 心のバリアフリー推進事業							
なぜやるのか？	どうなったら良いか？	具体的な取組	事業の達成度	業績指標の推移			事業実施上の留意事項
(トピックス・意図)	アウトカム (施策によって得られる効果)	活動指標	業績指標	6年度	7年度	8年度	
目では伝わりにくい障がいへの理解の促進を図る。	【前回調査】差別を受けた経験のある障がい者の割合（発達障がい者30.8%、精神障がい者18.5%） 	心のバリアフリー講演会を開催する。 	講演会参加者数 				講演会参加者は一定の知識、関心を持つものと想定されるため、支援等の行動変容につながる機会、情報の提供に努めます。
	障がい特性や生活のしづらさを理解し、支援できる。	実施回数 Ⅰ回（内部障がい等に関するもの）	参加人数 50人				

施策の柱Ⅰ－Ⅱ 権利擁護の推進

施策の方向性 (1)差別解消と虐待防止の推進 (2)意思決定支援の推進

中間見直しにおける重点推進項目							
【聞き取り調査・アンケート調査から令和元年から虐待対応件数が増加している課題】に基づき、重点推進項目に【権利擁護の推進】を位置づけています。このことを推進するために【差別解消と虐待防止の推進】に関して【障がい者虐待防止センターにおいて虐待認定した事業所には研修等への取組を支援するとともに、養護者虐待の防止を図るための養護者を孤立させない仕組みづくりに向けた普及啓発活動】に取り組みます。							

事業番号ⅡⅡ 障がい者虐待防止センターの運営							
なぜやるのか？	どうなったら良いか？	具体的な取組	事業の達成度	業績指標の推移			事業実施上の留意事項
(トピックス・意図)	アウトカム (施策によって得られる効果)	活動指標	業績指標	6年度	7年度	8年度	
障がい者の虐待を防止する。	虐待対応件数（R1:18件、R2:21件、R3:24件、R4:37件） 	事業所や家族会に権利擁護や虐待防止に関する研修を開催してもらう。必要に応じて市が支援する。 	虐待事案の減少 				支援者に対する理解の促進と予防策の普及啓発を行うとともに、一般市民への周知を行い、「虐待」が起こっているという認識を知らせていくことで、虐待の発生を減らす効果を狙います。
	虐待事案の減少	虐待者・被虐待者等への対応状況 普及啓発活動	虐待対応件数				

基本目標２ 支援体制の強化【支援の基盤づくり】

施策の柱２－１ 相談支援の強化

施策の方向性 （１）福祉情報・相談窓口の利便性の向上 （２）相談支援体制の拡充 （３）計画相談支援・障がい児相談支援の推進

中間見直しにおける重点推進項目						
【サービス等利用計画セルフプラン作成率が５０．８％（令和５年３月３１日時点）であり、相談支援の質と量ともに不足している課題】に基づき、重点推進項目に【相談支援の強化】を位置づけています。このことを推進するために【差別解消と虐待防止の推進】に関して【市内において相談先がなく孤立している障がい者や要意思決定支援者のような要相談支援者層の孤立・不安解消等に向けたアウトリーチ、相談支援体制の拡充】に取り組みます。						

事業番号３８ 計画相談支援・障がい児相談支援事業の推進							
なぜやるのか？	どうなったら良いか？	具体的な取組	事業の達成度	業績指標の推移			事業実施上の留意事項
（トピックス・意図）	アウトカム （施策によって得られる効果）	活動指標	業績指標	６年度	７年度	８年度	
相談支援の普及による適切な福祉サービスの提供及び孤立防止を図る。	サービス等利用計画セルフプラン作成率が５０．８％（令和５年３月３１日時点）	委託相談支援の提供によるセルフプラン層等の孤立防止	計画相談の増				基幹相談支援センター、地域相談支援センター、専門相談支援センター、指定一般、指定特定相談支援事業所の役割を明確にしつつ、連携を強化するよう取り組みます。
	 セルフプラン率の低下（計画相談支援普及率の増加）	 計画相談支援の普及啓発・利用促進	 サービス等利用計画作成件数				

施策の柱２－２ 連携による支援体制の強化

施策の方向性 （１）横断的な協議体制の確保 （２）地域における支援体制の構築

中間見直しにおける重点推進項目						
【前回調査から障がい種別や程度に関わらず地域生活を継続していくための体制整備の重要性が抽出され、また国の動向として地域における支援拠点として共同生活援助の体制強化が位置付けられていること】に基づき、重点推進項目に【地域における支援体制の構築】を位置づけています。このことを推進するために【入所・入院先などからの地域生活への移行や相談支援、一時宿泊等の支援拡充に取り組みます。						

事業番号 48 日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）の評価							
なぜやるのか？	どうなったら良いか？	具体的な取組	事業の達成度	業績指標の推移			事業実施上の留意事項
（トピックス・意図）	アウトカム （施策によって得られた効果）	活動指標	業績指標	6 年度	7 年度	8 年度	
障がい者の重度化・高齢化に対応するために創設された日中サービス支援型共同生活援助により、地域生活支援の中核的な役割を担う。	施設の支援力が強化される（有資格者の配置、研修体制、地域資源等との連携体制等）	障がい者総合支援協議会による日中サービス支援型グループホームの評価	評価件数				地域ニーズに応じたサービス提供が叶うよう、障がい者総合支援協議会にて各事業所へ意見、要望を提示します。
	 受入れ施設・受入実績の増	 共同生活援助（グループホーム）の設置を推進	 新規開設の日中サービス支援型グループホームの数				

施策の柱２－３ 支援・サービス提供体制の確保

施策の方向性 （１）サービス提供施設・事業所の充実 （２）支援人材の育成・確保

中間見直しにおける重点推進項目						
【聞き取り調査・アンケート調査から抽出された、障がい福祉全体の人材の高齢化やマンパワー不足の課題】に基づき、重点推進項目に【支援・サービス提供体制の確保】を位置づけています。このことを推進するために【支援人材の育成・確保】に関して【福祉の仕事に関心のある人たちに向け、藤沢市の障がい事業所等の認知度増加】に取り組みます。						

事業番号 5 6 支援者団体の育成							
なぜやるのか？	どうなったら良いか？	具体的な取組	事業の達成度	業績指標の推移			事業実施上の留意事項
(トピックス・意図)	アウトカム (施策によって得られた効果)	活動指標	業績指標	6 年度	7 年度	8 年度	
福祉に関心のある人 たちに向け、各団体 の認知度を上げてい くことにより、新規 人材の確保につなげ る。	【前回調査】希望の福祉サー ビスを利用できなかった人は 15.4%。 	任意団体の会議開催や運営 に協力 	任意団体の会議参加回数 新規事業所の連絡会参加実 数 				-
	専門支援に対応した人材の増に より、以上回答割合の減	各団体同士の合同会議やイ ベントが開催され、活動を 担う人材等の育成・確保さ れる。	各団体連携事業数				

基本目標3 地域での生活を支える支援の充実【日常生活の支援】

施策の柱3-1 一人ひとりの必要に応じた支援の推進

施策の方向性 （1）様々な障がい等に応じた支援の充実 （2）重度障がいに対応した支援基盤の充実 （3）障がい当事者の高齢化への対応

中間見直しにおける重点推進項目						
【聞き取り調査・アンケート調査から発達障がいのある人、医療的ケアの必要な重症心身障がいのある人の福祉サービスが不足しているしている課題】に基づき、重点推進項目に【一人ひとりの必要に応じた支援の推進】を位置づけています。このことを推進するために【多様な障がいへの認識を深め、一人ひとりの状況に応じ、チームアプローチを基本とした支援を充実します。】						

事業番号57 発達障がい者への支援体制の充実						
なぜやるのか？	どうなったら良いか？	具体的な取組	事業の達成度	業績指標の推移		
(トピックス・意図)	アウトカム (施策によって得られる効果)	活動指標	業績指標	6年度	7年度	8年度
発達障がい者への幅広い障害福祉サービス提供	【前回調査】希望する福祉サービスが利用できなかった経験があると答えた方は障がい者調査は15.4%、障がい児調査では39.8%。そのうち、発達障がい者や在宅で支援区分の高い人の回答割合が高い。	発達障がい者相談支援事業の地域展開	発達障がい者相談支援事業所の相談実績 日中活動の実績 発達障がいに関する協議・取組の状況			
	以上回答割合の減	発達障がいの周知・啓発 相談支援事業の拡充	発達障がい者相談支援事業所の相談件数			

事業番号66 重度重複障がい者個別支援事業						
なぜやるのか？	どうなったら良いか？	具体的な取組	事業の達成度	業績指標の推移		
(トピックス・意図)	アウトカム (施策によって得られる効果)	活動指標	業績指標	6年度	7年度	8年度
重度障がい者への幅広い障がい福祉サービスの提供	【前回調査】希望する福祉サービスが利用できなかった経験があると答えた方は障がい者調査は15.4%、障がい児調査では39.8%。そのうち、発達障がい者や在宅で支援区分の高い人の回答割合が高い。	重度障がい者の受け入れをしている事業者へ助成	事業利用者数、事業実施日数及び助成事業所数			
	以上回答割合の減	発達障がい者相談支援事業の普及啓発・利用促進	希望する福祉サービスが利用できなかった経験が「ある」方は減少			

施策の柱3-2 障がい福祉サービス等の充実

施策の方向性 （1）障がい福祉サービスの充実 （2）その他の福祉サービスや事業との連携 （3）家族の支援

中間見直しにおける重点推進項目						
【聞き取り調査・アンケート調査から、支援者の年齢が高齢化している課題】に基づき、重点推進項目に【障がい福祉サービス等の充実】を位置づけています。このことを推進するために【家族の支援】に関して【短期入所・日中一時支援・移動支援等のサービスを拡充し、家族介護者の負担軽減に資する制度整備】に取り組みます。						

事業番号84 メディカルショートステイ事業						
なぜやるのか？	どうなったら良いか？	具体的な取組	事業の達成度	業績指標の推移		
(トピックス・意図)	アウトカム (施策によって得られた効果)	活動指標	業績指標	6年度	7年度	8年度
本人の障がい特性や生活状況に応じた障がい福祉サービスの展開及びこれによる支援者支援の充実	【前回調査】 ・主な支援者の年齢は60歳以上が60.3%。 ・医療的ケアの必要な重度障がい者等に対応した福祉サービスが不足している。	メディカルショートステイの支援体制の拡充	医療的ケア対象者のメディカルショートステイ実施回数			
	介護者（家族等）の負担軽減	事業化・制度改正等によりサービス実施事業者の増加を図る	メディカルショートステイ実施事業所数			

施策の柱3-3 暮らしの場の確保支援

施策の方向性 （1）住まいの確保支援 （2）入所施設等の整備 （3）住宅改良の支援

中間見直しにおける重点推進項目						
【聞き取り調査・アンケート調査から抽出された親なき後の生活の場、医療的ケアの必要な重度障がい者等及び発達障がい者に対応した生活の場が不足している課題】に基づき、重点推進項目に【暮らしの場の確保支援】を位置づけています。このことを推進するために【住まいの確保支援】に関して【住宅確保要配慮者支援などについて、関連部署との連携】に取り組みます。						

事業番号92 住宅確保要配慮者に対する支援の充実						
なぜやるのか？	どうなったら良いか？	具体的な取組	事業の達成度	業績指標の推移		
(トピックス・意図)	アウトカム (施策によって得られた効果)	活動指標	業績指標	6年度	7年度	8年度
本人の希望に沿った生活の場の提供	親なき後の生活の場、医療的ケアの必要な重度障がい者等及び発達障がい者に対応した生活の場が不足している。	住宅確保要配慮者に対して、安定的に住まいを確保できる環境づくりや仕組みづくり	居住支援協議会 所属人数・団体数			
	住宅確保要配慮者の住まいの確保される	住宅確保要配慮者の住宅確保支援	居住支援協議会実施回数 住まいの確保に向けた相談会実施回数			

基本目標4 子どもの育ちを支える支援の充実【療育・教育等】

施策の柱4－1 障がいの早期発見と乳幼児期における発育・発達支援の充実

施策の方向性 （1）障がいの早期発見・早期対応の推進 （2）保育・療育の充実

中間見直しにおける重点推進項目						
【聞き取り調査・アンケート調査結果から抽出された、相談支援の充実のために専門的な相談や助言ができる人材が必要であることが65.6％である課題】に基づき、重点推進項目に【障がいの早期発見と乳幼児期における発育・発達支援の充実】を位置づけています。この推進にあたり、母子保健事業と児童発達支援センター、児童発達支援事業所、保育園、幼稚園、発達支援に係る専門機関等と連携して、障がいや発達に心配のある未就園児の相談・支援体制の充実を図り、早期対応を進めます。						

事業番号98 子ども発達相談							
なぜやるのか？	どうなったら良いか？	具体的な取組	事業の達成度	業績指標の推移			事業実施上の留意事項
（トピックス・意図）	アウトカム （施策によって得られる効果）	活動指標	業績指標	6年度	7年度	8年度	
障がいの早期発見や早期対応により、保護者が安心して子育てできるようにする	相談・支援機関の充実により、孤立することなく一人ひとりに合わせた育児ができるよう支援をする	発達に心配のある子どもに関する相談を受け、必要に応じて適切な支援へとつなげる	R5年度 新規相談件数 648件 継続相談件数 1,372件				-
	子どもの発達課題への気づきや理解を深められる保護者が増加する	発達の課題に早い段階から気づきのある保護者や、支援者からの相談も増えていることから、引き続き相談・支援の充実が望まれる	相談対応した内、さらに発達の特性に応じた支援として、障がい児通所サービス等に繋がった件数 R5年度 162件				

施策の柱4－2 学齢期における教育等支援体制の充実

施策の方向性 （1）学校教育の充実 （2）様々な学びや体験機会の充実

中間見直しにおける重点推進項目						
【聞き取り調査・アンケート調査から、医療的ケア児や行動障がいといった障がい特性に配慮した療育・教育環境が不足している課題】に基づき、重点推進項目に【学齢期における教育等支援体制の充実】を位置づけています。このことを推進するために【学校教育の充実】に関して【学校生活を通じて、障がいの有無にかかわらず、互いの個性を認め、共に過ごすインクルーシブル教育】に取り組みます。						

事業番号							
なぜやるのか？	どうなったら良いか？	具体的な取組	事業の達成度	業績指標の推移			事業実施上の留意事項
（トピックス・意図）	アウトカム （施策によって得られた効果）	活動指標	業績指標	6年度	7年度	8年度	
障がいの有無や個々の違いを認めながら共に教育を受けることで、共生社会の実現をめざす	障がい特性に配慮した教育環境の整備	特別な教育的支援を必要とする児童・生徒のニーズに応じた教育環境を整備	特別支援学級配置校数				-
	ともに学び、ともに育つ環境を整えることで、共生社会の実現をめざす。	インクルーシブ教育の推進	特別支援学級教員数				

施策の柱4－3 切れ目のない障がい児支援の充実

施策の方向性 （1）成長に応じた発達支援の充実 （2）障がい児支援サービスの充実 （3）子育ての支援

中間見直しにおける重点推進項目						
【聞き取り調査・アンケート調査結果から抽出された療育について十分な支援がうけられているかについて、「十分・おおむね十分」73.4％の課題】に基づき、重点推進項目に【切れ目のない障がい児支援の充実】を位置づけています。この推進にあたり、【成長に応じた発達支援の充実】に関して児童発達支援センターの機能強化を中心に障がい児支援の質の向上などに取り組みます。						

事業番号107 児童発達支援センターの機能強化							
なぜやるのか？	どうなったら良いか？	具体的な取組	事業の達成度	業績指標の推移			事業実施上の留意事項
（トピックス・意図）	アウトカム （施策によって得られた効果）	活動指標	業績指標	6年度	7年度	8年度	
障がい児支援の質が向上することで、子どもの健やかな成長に向けた支援を充実させる	療育について十分な支援がうけられているかについて、「十分・おおむね十分」が73.4％	児童発達支援センターが地域の事業所と連携することで、障がい児の支援体制の整備を行い、地域全体の支援の質を向上させる。	地域の障がい児通所支援事業所との連携				-
	児童発達支援センターの機能を強化し地域の中核的役割を担う機関となることで、地域を含めた重層的な支援体制を整備し、療育について十分な支援が受けられる	事業所間の情報共有 障がい児支援の質の向上を図るための研修	事業所連絡会回数 児童発達支援事業所や、保育所等訪問支援事業所向けの研修回数				

基本目標5 社会参加を支える支援の充実【参加・活躍の支援】

施策の柱5－1 就労等への参加・活躍支援の推進

施策の方向性 (1) 就労支援体制の充実

中間見直しにおける重点推進項目	
【聞き取り調査・アンケート調査から、障がい者の就労希望として一般雇用・障がい者雇用・福祉的就労がそれぞれ３０％前後となっており、多様化した働き方のニーズが抽出された。】これに基づき、重点推進項目に【就労等への参加・活躍支援の推進】を位置づけています。このことを推進するために【就労支援体制の充実】に関して【当事者に多様な選択肢が確保されるよう】取り組みます。	

事業番号 137 就労選択支援の効果的な運用							
なぜやるのか？	どうなったら良いか？	具体的な取組	事業の達成度	業績指標の推移			事業実施上の留意事項
(トピックス・意図)	アウトカム (施策によって得られる効果)	活動指標	業績指標	6年度	7年度	8年度	
障がい者の就労・進路決定を支援する。	※就労選択支援は令和7年度事業開始予定のため既存実績なし 	就労事業所に係る会議体・研修会等による意見交換、支援スキルの向上 	就労選択支援の相談件数（17才以下） 				就労選択支援は全国的な新規事業であるため、支援者間での提供ノウハウの共有、ブラッシュアップの協議が重要になる。この実施機会を評価する。
	就労選択支援の相談件数（17才以下）の増	以下開催件数 ・就労事業所連絡会 ・SEJA	※新規事業のため件数は未推計				

施策の柱5-2 様々な活動への参加促進や支援

施策の方向性 (1) 文化・スポーツ活動の充実 (2) 様々な活動への参加促進 (3) 当事者・家族団体等の活動支援

中間見直しにおける重点推進項目	
【聞き取り調査・アンケート調査から抽出された、外出時の障壁や様々な地域活動、体験にあたる支援体制の課題】に基づき、重点推進項目に【様々な活動への参加促進や支援】を位置づけています。これを推進するために【スポーツ、生涯学習、文化体験等】に関して【インクルーシブな環境が整備されるよう】取り組みます。	

事業番号146 生涯学習事業等への障がい者の参画							
なぜやるのか？	どうなったら良いか？	具体的な取組	事業の達成度	業績指標の推移			事業実施上の留意事項
(トピックス・意図)	アウトカム (施策によって得られた効果)	活動指標	業績指標	6年度	7年度	8年度	
障がい児者がスポーツや地域活動、生涯学習等に積極的に参加、参画できる環境を整備する。	【前回調査】障がい者調査では、外出時に何らかの困りごとを抱えている人は57.7%。障がい児調査では、「様々な体験をさせたいが、支援体制がない」が30.5%。 	スポーツ、生涯学習、文化体験等の事業を企画、実施する。また、参加者等から意見・要望等の集約を行う。 	各種活動の企画にインクルーシブな視点が織り込まれる 				様々な地域活動の企画・運営にあたってインクルーシブな目線が常に前提におかれる意識が地域において醸成される効果をねらう。
	以上回答割合の減	・事業実施数 ・事業企画の検討回数及びインクルーシブ化の状況	参加者数の増加				

施策の柱5-3 活動の手段や環境の確保

施策の方向性 (1) 外出・移動支援の充実 (2) 情報の受発信支援

中間見直しにおける重点推進項目	
【聞き取り調査・アンケート調査から抽出された、障がい種別・程度に関わらず情報が受発信できる工夫の課題】に基づき、重点推進項目に【情報入手・意思疎通】を位置づけています。これを推進するために【障がい種別の困りごとに対応した支援・支給が確保されるよう】取り組みます。	

事業番号158 日常生活用具の充実							
なぜやるのか？	どうなったら良いか？	具体的な取組	事業の達成度	業績指標の推移			事業実施上の留意事項
(トピックス・意図)	アウトカム (施策によって得られた効果)	活動指標	業績指標	6年度	7年度	8年度	
情報の受発信や意思疎通を支援する。	【前回調査】地域生活を行う上で必要な支援として、「障がい者が入手しやすい情報の発信の工夫」の回答は障がい支援区分の高い人で多くなっている。 	日常生活用具の新規・変更の見直しを行う。 	見直し件数 				日常生活用具対象品目の見直しを進める中で必要な当事者ニーズの抽出及び事業化に至るプロセスがより円滑化・合理化される効果をねらう。
	以上回答割合の減	見直し件数	日常生活用具対象品目数の増加（情報受発信の支援策、選択肢の増加）				

基本目標6 生活の安心を支える社会づくり【安心の基盤づくり】

施策の柱6－1 保健医療体制の確保

施策の方向性 （1）健康増進・リハビリの推進 （2）受診しやすい医療体制の確保 （3）医療的ケアと家族への支援環境の整備

中間見直しにおける重点推進項目						
【聞き取り調査・アンケート調査から抽出された保健医療体制の充実、受診にあたる移動・介護等の課題】に基づき、重点推進項目に【保健医療体制の確保】を位置づけています。このことを推進するために【健康増進・リハビリ・医療的ケア等の医療体制】に関して【支援環境の整備に】取り組みます。						

事業番号168 医療的ケアが必要な人などへの各種制度等活用支援						
なぜやるのか？	どうなったら良いか？	具体的な取組	事業の達成度	業績指標の推移		
（トピックス・意図）	アウトカム （施策によって得られる効果）	活動指標	業績指標	6年度	7年度	8年度
保健医療体制が拡充することで在宅支援が充実し、当事者が住み慣れたまちで地域生活を送ることが可能になる。	【前回調査】医療的ケアが必要な人の「受診の際困っていること」について、移動手段、付き添い人の不在、専門機関がない等の回答が多い。	医療と福祉の体制間の橋渡しを行う会議体の設置	重度、難病、医療的ケアに対応する在宅医療、在宅看護、短期入所等の活用相談			
	 在宅医療、在宅看護、短期入所等の相談件数、実施回数の増	 会議体数 会議体の新設・再編等見直しの進捗	 相談実施件数			
				在宅医療が拡充した裏付けとして、拡充前は入院・入所が必須だった要支援者層の地域移行・地域定着数を併せて注視する。		

施策の柱6－2 緊急時対応・災害対策等の強化

施策の方向性 （1）緊急時支援の確保 （2）災害対策・感染症対策の強化

中間見直しにおける重点推進項目						
【聞き取り調査・アンケート調査から抽出された災害時等における支援、孤立、避難判断等の不安】に基づき、重点推進項目に【緊急時対応・災害対策等の強化】を位置づけています。このことを推進するために【災害時、感染症拡大時、その他緊急時の支援や事前の備え】が【地域に普及するよう】取り組みます。						

事業番号180 要配慮者利用施設の避難確保計画						
なぜやるのか？	どうなったら良いか？	具体的な取組	事業の達成度	業績指標の推移		
（トピックス・意図）	アウトカム （施策によって得られた効果）	活動指標	業績指標	6年度	7年度	8年度
「安全・安心プラン」の作成を推進することで、障がいのある人の個々の状況把握を踏まえ、関係課と連携した防災対策や避難対策に活用していきます。	【前回調査】火事や災害時において周囲に支援を求めるときの困りごとは「誰に支援を求めればいいのかわからない」が47.7%	安全・安心プランの作成及び推進策の実施	安全・安心プランの普及			
	 上記回答率の減	 安全・安心プラン関連施策の実施件数	 安全・安心プランの作成件数			
				プランの作成過程において地域の人的ネットワークの構築、見直しを行う機会につながる効果を期待する。		

施策の柱6－3 経済的な支援

施策の方向性 （1）経済的な支援

中間見直しにおける重点推進項目						
【聞き取り調査・アンケート調査結果から抽出された生活費に係る当事者・家族の不安課題】に基づき、重点推進項目に【経済的な支援】を位置づけています。この推進にあたり、【年金や手当、給付金の支給、各種減免制度等の支援策】を通じた【経済的自立の実現・継続の支援に】取り組みます。						

事業番号184 就労系サービスの工賃向上						
なぜやるのか？	どうなったら良いか？	具体的な取組	事業の達成度	業績指標の推移		
（トピックス・意図）	アウトカム （施策によって得られる効果）	活動指標	業績指標	6年度	7年度	8年度
経済的自立の実現・継続を支援するため	【前回調査】今後の生活で不安に感じていることで「生活費」と回答した人は障がい者調査で43.6%、障がい児調査で39.8%	総合支援協議会や就労移行・就労継続支援事業所等連絡会の場を活用し、利用者の工賃向上に向けた取組を推進します。	工賃向上			
	 生活費の不安を示す回答の減	 ・会議体の開催回数 ・工賃向上策取り組みの回数（事業、イベント等）	 就労系サービス利用者数 月当たりの平均工賃			
				-		

令和6年度第2回ふじさわ障がい者プラン検討委員会 実施概要

日 時：2024年（令和6年）8月26日（月）

午前10時から正午まで

会 場：藤沢市役所本庁舎8階 8-1、8-2会議室

委 員：高山代表、戸高副代表、都築委員、種田委員、倉垣内委員、
鈴木委員、八十島委員、小野田委員、松井委員、大郷委員、
野村委員、林委員 計12名

オブザーバー：村松氏 計1名

事務局：佐藤福祉部長

障がい者支援課

（臼井、星野、田口、飯沼、伊原）

子ども家庭課（原田、斎藤、福岡）

ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく（吉田） 計10名

欠席者：0名

傍聴者：2名

議 事：

Ⅰ 報告事項

ふじさわ障がい者プラン2026 令和5年度実績について

（資料1-1、1-2）

以下事務局説明

・これまでの評価手法については、1項目ずつ訂正する取り組み方だった。具体的には年度実績の事業実施者による自己評価（できた・できない）によりできなかったものを抽出し協議する方法だった。

・中間見直し前の計画は164事業。「達成できた」は80%超。

以下野村委員発言

・日常生活用具の項目について「概ね達成」とあるが、これは所詮窓口手続であって、できて当然。加えて、(109番)障がい者雇用の推進は法定雇用率に達しているので達成とあるが、法定雇用ラインをクリアしているだけで評価は甘い。
→（臼井課長）予算等ある中でお断りせず支給できている観点からもこの評価をしている。本来利用者目線で評価をするものだが、自己評価の目標ラインを

設ける機会がそもそもなく、法定雇用率の3%にするのかそれ以上の何%にするのかという基準を設けていなかった。今後の見直しに含めていく。

以下村松氏（オブザーバー）発言

・入院時コミュニケーションの評価視点について、重度訪問介護に移行した人もいる中で、同事業の対象者層はデータ分析上どのような層になるか。

→（臼井課長）対象者が少なく、また本来入院はないことが理想であることから、ある意味利用機会がなくてもよい制度。地域情勢によって実績が増えた方がいい場合もその逆もあるという視点を含めモニタリングの手法を検討したい。

以下野村委員発言

・8番のケーブルTVに関する項目に「手話通訳による同時通訳」とあるが、録画なので同時通訳ではない。また、「手話通訳をすることで聴覚障がい者の…」と記載があるが、聴覚障がい者のうち手話を理解できる人は3割であり、聴覚障がい者＝手話という誤解を招く。加えて、「障がい者“でも”視聴可能な内容とすることができた」の表記に引っ掛かる。

以下松井委員発言

・81番の重心入所施設の整備について、茅ヶ崎・寒川と協議を行っているところがあるが、茅ヶ崎・寒川のプランにも同様の項目が入り共有されているのか。

→（臼井課長）未確認だが恐らく入っていない。現在の連携・共有としては、圏域に入所施設がないことの問題視の検討会を圏域及び県で開いたところ。

→（松井委員）自分は圏域協議会に出ている立場だが、横断的な取組に関して具体的な文言を出していくならエビデンスが必要と思い発言した。

以下鈴木委員発言

・77番のGH家賃助成について、全てのGH入居者対象と読み取れるが、実際には条件があり全員ではないと思う。

→（臼井課長）課税非課税の区分により対象が異なるので、記載を検討する。

以下都築委員発言

・「達成できた」が多々あるが、数字上達成したということだけだと最終的には親の立場としてはソフトの面が大事なので納得しづらいものがある。

→（臼井課長）保護者視点での評価もできればと思う。

以下種田委員発言

・132番について、身体手帳の交付説明会がなくなったと聞いたがいかがか。

→（臼井課長）従前の説明会はコロナ以降郵送案内としてきた。今後手帳の説

明を求める場合は、毎週水曜のセルフプランの説明会へ参加頂き、対応している状況。ただ仰る通り従前の形での説明会自体はもうないので文言を修正します。

3 協議事項

ふじさわ障がい者プラン2026中間見直し「モニタリング指標及び指標に対する考え方」について（資料2-1、2-2、2-3）

以下事務局説明

（臼井課長）先程の5年度実績の協議でいただいた評価手法のポイントをこちらに反映させていきたい。

（野村委員）1ページ目、PDCAの部分。モニタリングとは和訳すれば評価の事。つまり、「モニタリング（評価）の目的」の記載欄にある評価と重複表現になる。

以下村松氏発言

・これから検討委員会の中では細かい項目についてではなく、メイン事業について主にモニタリング等を進めていく理解でよろしいでしょうか。

→（臼井課長）主だったものしか見ないということではないが、見直し前は160事業、見直し後は180事業を超えていて、一つ一つに仮説を立てて評価するのは膨大な時間がかかるうえ、可視化できないものもある。そのため、主だったものと、中心になる取組があればそれを丁寧にみていきたいという意図。

→（村松氏）昨年協議会で発言したが、メインに着目すると少数の障がい者に対する配慮が少なくなり、放置されてしまう層の人間が出てくる。

→（臼井課長）例として太陽の家のように絶対数が多いからこれをメインにするという想定はしておらず、取組自体が施策推進に効果的かという視点で意見を集め決めていく想定。

以下倉垣委員発言

・講演会の例として、2回やって何十人集まってアンケートが何枚集まったとありましたが、例えばキャパ100人の会で50人集まったのか、キャパが200人なのかも達成度も違う。反響も評価になるかと思う。関心度、食いつき等アンケートも記載内容まで理解が得られているか等含めて評価できればと思う。

以下八十島委員発言

・中心事業を施策の柱として数個選定するとあるが、6ある中でいくつか選ぶということなのか。会議の時間的にタスク消化が追いつくのか心配。

→（臼井課長）施策の柱、基本目標毎に2～3個あるので、それ毎に数個つけ

る想定。数値化できるものかどうか含めて取捨選択して選んでいく。

以下松井委員発言

・モニタリングの方法について、共生のための環境づくりというワードが出たが、結局その先には当事者がどんな実感を持たれているかが肝心。その実感まで見据えた計画上の文言表記をできればという感想。

以下野村委員発言

・4ページのKPI設定について、180事業のうち選定したものは徹底的に深く掘り下げていただきたい。例えば、セルフチェックのみではなく、何らかの別の評価方法も検討してほしい。またR5実績の140番要約筆記の派遣について「利用者が限定的なため」と課題が既に抽出されていて、次のアクションフェーズ（事業化）に移れる事業項目もいくつかあると思う。

3 その他

なし

【事前配布資料】

- ・資料1-1 ふじさわ障がい者プラン2026 令和5年度実績集計
- ・資料1-2 ふじさわ障がい者プラン2026 令和5年度実績
- ・資料2-1 ふじさわ障がい者プラン2026（中間見直し）モニタリング手法について
- ・資料2-2 ふじさわ障がい者プラン2026（中間見直し）モニタリングの考え方(案)について
- ・資料2-3 ふじさわ障がい者プラン2026（中間見直し）モニタリング指標

【次回開催日程】

2024年（令和6年）10月21日（月）

午前10時から正午まで

藤沢市役所本庁舎8階8-1会議室